

議案第 87 号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例等の一部を改正する条例

(川崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 73 条第 2 項中「及び第 466 条」を「、第 466 条及び第 466 条の 2」に改める。

第 75 条中「5, 262 円」を「5, 692 円」に改める。

附則第 8 項第 1 号中「3分の 1」を「2分の 1」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「附則第 15 条第 2 項第 7 号」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「3分の 2」を「4分の 3」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同項第 9 号中「附則第 15 条第 2 9 項」を「附則第 15 条第 2 9 項第 1 号」に、「2分の 1」を「3分の 2」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 17 号中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項中第 16 号を第 19 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(20) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零

附則第8項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号中「3分の1」を「12分の7」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8項中第11号を第13号とし、同項第10号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1

附則第8項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1

(10) 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1

附則第28項を附則第29項とし、附則第27項を附則第28項とし、附則第26項中「附則第24項第1号」を「附則第25項第1号」に改め、同項を附則第27項とし、附則第25項を附則第26項とし、附則第11項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、附則第10項の次に次の1項を加える。

(利便性等向上改修工事により改修実演芸術公演施設となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額の申告)

11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に

必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8項第18号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第19号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第20号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成27年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第12項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改める。

附則第13項の表を次のように改める。

| 前項 | 第12項 |
|-----------|-------------------------|
| 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| 指定日 | 平成31年10月1日 |
| 平成28年5月2日 | 同月31日 |
| 同年9月30日 | 平成32年3月31日 |

第6条 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成29年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中川崎市市税条例第62条の改正規定の次に次のように加える。

第62条の次に次の1条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第62条の2 法第445条第2項の規定により、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用の軽自動車等
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する軽自動車等
- (3) 血液事業の用に供する軽自動車等
- (4) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車等
- (5) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもの

第2条中川崎市市税条例附則第28項を附則第32項とし、附則第27項を附則第31項とする改正規定を次のように改める。

附則第29項を附則第35項とし、附則第28項を附則第34項とする。

第2条中川崎市市税条例附則第26項を改め、同項を附則第30項とし、附則第25項を附則第29項とし、附則第14項から附則第24項までを4項ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

附則第27項中「附則第25項第1号」を「附則第31項第1号」に改め、同項を附則第33項とし、附則第26項を附則第32項とし、附則第15項から附則第25項までを6項ずつ繰り下げる。

第2条のうち川崎市市税条例附則第13項（見出しを含む。）を改め、同項を附則第17項とする改正規定中「附則第13項」を「附則第14項」に、

「附則第 17 項」を「附則第 20 項」に改める。

第 2 条中川崎市市税条例附則第 12 項の次に 4 項を加える改正規定を次のように改める。

附則第 13 項の次に次の 6 項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

15 市長は、当分の間、第 62 条の 2 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車（日本赤十字社が所有するものに限る。）に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

16 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車（前項の自動車を除く。）に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

17 市長は、当分の間、第 63 条の 7 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

18 第 63 条の 5 に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第 33 号の 4 様式」と、「市長」とあるの

は「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

1.9 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|--------|----------|
| 第63条の3第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第63条の3第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第63条の3第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第8項のうち川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年川崎市条例第21号）附則第7項の改正規定中「新条例附則第13項」を「川崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例第 号）第1条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「平成30年新条例」という。）附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第20項」に改める。

附則第8項のうち川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年川崎市条例第21号）附則第8項の改正規定中「新条例附則第13項」を「平成30年新条例附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第73条第2項及び第75条の改正規定並びに第5条並びに附則第8項から第10項までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第3条及び附則第11項から第13項までの規定 平成32年10月1日
- (4) 第4条及び附則第14項から第16項までの規定 平成33年10月1日
- (5) 第1条中附則第8項第19号の次に1号を加える改正規定及び次項（第1条の規定による改正後の条例附則第8項第20号に係る部分に限る。）の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
（固定資産税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の条例附則第8項第1号、第4号、第8号から第12号まで、第14号、第15号及び第20号の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年一部改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項第1号及び第3号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法

附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

8 平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

9 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた旧法第464条第1号の製造たばこ（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（川崎市市税条例第73条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等であ

る場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年一部改正法附則第23条第3項に規定する申告書を平成30年10月1日から同月31日までに市長に提出し、及び平成31年4月1日までにその申告した税額を納付しなければならない。

11 平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

12 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた平成30年一部改正法第1条の規定による改正後の地方税法第464条第1項第1号の製造たばこ(以下この項及び附則第15項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たば

こ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年一部改正法附則第25条第3項に規定する申告書を平成32年10月1日から同年11月2日までに市長に提出し、及び平成33年3月31日までにその申告した税額を納付しなければならない。

14 平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

15 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年一部改正法附則第26条第3項に規定する申告書を平成33年10月1日から同年11月1日までに市長に提出し、及び平成34年3月31日ま

でにその申告した税額を納付しなければならない。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新条例附則第13項」を「川崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第 号)第1条の規定による改正後の川崎市市税条例(以下「平成30年新条例」という。)附則第14項」に改める。

附則第8項中「新条例附則第13項」を「平成30年新条例附則第14項」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例を定めること、市たばこ税の税率に関する規定について所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。

議案第 88 号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料(2)個人利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個人利用料

| | 区 分 | | 基 本 料 金 | | 超 過 料 金 | |
|---------------------------------------|---------------------|--------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| | 温 水 プ ール | 堤根余熱 利用市民 施設 | 15歳以上の者 | 1 人 1 回 1 時間まで | 220円 | 超過時間 30分までご とに |
| 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) | | | 50円 | | 25円 | |
| 王禅寺余 熱利用市 民施設 | | 15歳以上の者 | 1 人 1 回 1 時間まで | 330円 | 超過時間 30分までご とに | 165円 |
| | | 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) | | 110円 | | 55円 |
| ト レ ー ニ ン グ ル ーム | 王禅寺余 熱利用市 民施設 | 20歳以上の者 | 1 人 1 回 3 時間まで | 330円 | 超過時間 1 時間まで ごとに | 110円 |
| | | 15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生 | | 110円 | | 35円 |

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

王禅寺余熱利用市民施設のトレーニングルームの利用を時間制とするため、この条例を制定するものである。

議案第 89 号

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第 6 条第 1 号中「規定する者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 17 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 47 条第 1 項中「規定する者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の資格要件に、病床を有する診療所を開設している者を加えること等のため、この条例を制定するものである。

議案第 90 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中第 20 号を第 25 号とし、第 19 号を第 24 号とし、第 18 号を第 21 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(2) 法第 115 条の 35 第 2 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による介護サービス情報の報告に係る公表 1 件につき 5,000 円

政令第 37 条の 2 第 1 項に規定する介護サービス情報の報告に関する計画に従い複数の介護サービス情報の報告を一括して行うものとされている場合は、1 件とみなす。

(23) 法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による介護サービス情報の報告に係る調査 1 件につき 20,000 円

政令第 37 条の 5 第 1 項に規定する介護サービス情報の調査事務に関する計画に従い複数の介護サービス情報の調査を一括して行うものとされている場合は、1 件とみなす。

第 19 条第 1 項中第 17 号を第 20 号とし、第 13 号から第 16 号までを 3

号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査
1件につき 63,000円

(14) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査
1件につき 33,000円

(15) 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査
1件につき 25,000円

第19条第2項中「申請の」を「申請、報告又は調査の」に、「申請をする者」を「申請若しくは報告をする者又は調査を受ける者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護サービス情報の公表及び調査に係る手数料並びに介護医療院の開設の許可等の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。

議案第91号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | |
|-----------|------------------|
| 川崎市北加瀬保育園 | 川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号 |
| 川崎市小倉保育園 | 川崎市幸区小倉4丁目6番23号 |

」

を

「

| | |
|-----------|------------------|
| 川崎市北加瀬保育園 | 川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号 |
|-----------|------------------|

」

に、

「

| | |
|-----------|-------------------|
| 川崎市南平間保育園 | 川崎市中原区上平間1, 183番地 |
| 川崎市中丸子保育園 | 川崎市中原区中丸子1, 155番地 |

| | |
|------------|---------------------|
| 川崎市中原保育園 | 川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号 |
| 川崎市下小田中保育園 | 川崎市中原区下小田中4丁目4番17号 |
| 川崎市ごうじ保育園 | 川崎市中原区上小田中6丁目34番36号 |
| 川崎市西宮内保育園 | 川崎市中原区宮内1丁目24番7号 |
| 川崎市蟹ヶ谷保育園 | 川崎市高津区蟹ヶ谷339番地 |
| 川崎市西高津保育園 | 川崎市高津区溝口5丁目15番4号 |

を

| | |
|------------|--------------------|
| 川崎市中丸子保育園 | 川崎市中原区中丸子1, 155番地 |
| 川崎市中原保育園 | 川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号 |
| 川崎市下小田中保育園 | 川崎市中原区下小田中4丁目4番17号 |
| 川崎市西宮内保育園 | 川崎市中原区宮内1丁目24番7号 |
| 川崎市蟹ヶ谷保育園 | 川崎市高津区蟹ヶ谷339番地 |

に、

| | |
|-----------|-------------------|
| 川崎市菅生保育園 | 川崎市宮前区初山1丁目23番15号 |
| 川崎市南菅生保育園 | 川崎市宮前区菅生4丁目4番1号 |
| 川崎市宮前平保育園 | 川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6 |

を

| | |
|----------|-------------------|
| 川崎市菅生保育園 | 川崎市宮前区初山1丁目23番15号 |
|----------|-------------------|

に、

「

| | |
|-----------|-------------------|
| 川崎市虹ヶ丘保育園 | 川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号 |
| 川崎市白鳥保育園 | 川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号 |

」

を

「

| | |
|-----------|-------------------|
| 川崎市虹ヶ丘保育園 | 川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号 |
|-----------|-------------------|

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小倉保育園、南平間保育園、ごうじ保育園、西高津保育園、南菅生保育園、宮前平保育園及び白鳥保育園の民設民営化に伴い、これらの保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。

議案第 92 号

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例

川崎市こども文化センター条例（昭和 35 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 川崎市北加瀬こども文化センター | 川崎市幸区北加瀬 2 丁目 12 番 12 号 |
|-----------------|-------------------------|

」

を

「

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 川崎市北加瀬こども文化センター | 川崎市幸区北加瀬 2 丁目 12 番 12 号 |
| 川崎市小杉こども文化センター | 川崎市中原区小杉町 3 丁目 600 番地 |

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小杉こども文化センターを開設するため、この条例を制定するものである。

議案第 93 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 4 項中「心理学」を「、心理学」に改め、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 40 条第 1 号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第 54 条第 2 項第 1 号及び第 60 条第 1 号において同じ。）」を加える。

第 54 条第 2 項第 5 号中「学校教育法」を「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第 6 号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第60条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第9号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第96条第3号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第8号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第8項中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、心理療法担当職員等の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えること等のため、この条例を制定するものである。

議案第 9 4 号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 9 条第 3 項第 5 号中「社会福祉学」を「、社会福祉学」に改め、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 3 項第 5 号の改正規

定は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で市長が適当と認めたものを加えること等のため、この条例を制定するものである。

議案第 95 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 19 号中「別表第 2 港湾環境整備施設等使用料」の次に「又は港湾環境整備施設等利用料」を加える。

第 13 条の 2 第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条各項」に改め、同条第 3 項中「（ふ頭用地利用料のうち 1 月以上の利用に係る利用料金は、別表第 1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額）」を「（第 2 号（1 月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第 5 号については、当該各号により算出して得た額）」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 港湾環境整備施設等利用料

別表第 2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。

別表第 2 中「（第 13 条関係）」を「（第 13 条、第 13 条の 2 関係）」に、「港湾環境整備施設等使用料」を「港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整

備施設等利用料」に改め、同表備考第3項中「の使用料」の次に「又は利用料金」を、「規定使用料」の次に「又は規定利用料」を加え、同表備考第4項中「設備使用料」の次に「又は設備利用料」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

港湾環境整備施設及びその設備に利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。

議案第96号

東扇島堀込部地盤改良その1工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 東扇島堀込部地盤改良その1工事 |
| 2 工 事 場 所 | 川崎市川崎区東扇島地先 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 1,792,800,000円 |
| 5 完 成 期 限 | 平成31年9月30日 |
| 6 契 約 の 相 手 方 | 横浜市中区山下町25番地15 東洋・あおみ・不動テトラ共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 あおみ建設株式会社 代表取締役社長 河邊 知之 構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也 |

工 事 概 要

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | 東扇島堀込部地盤改良その1工事 |
| 1 | 海上地盤改良工 |
| | 固化工 1式（深層混合処理杭打設 8, 866 m ² ） |
| | 杭長 24.2 m 1, 109本 |
| | 3.0 m 1, 171本 |
| 2 | 撤去工 |
| | 石材撤去 1式 |

議案第97号

東扇島堀込部地盤改良その2工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 東扇島堀込部地盤改良その2工事 |
| 2 工 事 場 所 | 川崎市川崎区東扇島地先 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 1,939,010,400円 |
| 5 完 成 期 限 | 平成31年6月28日 |
| 6 契 約 の 相 手 方 | 横浜市中区太田町1丁目15番地 関内東亜ビル 東亜・みらい・本間共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹 構成員 みらい建設工業株式会社 代表取締役 小西 武 構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎 |

参考資料

工 事 概 要

| | |
|--|-----------------|
| 工 事 名 | 東扇島堀込部地盤改良その2工事 |
| <p data-bbox="240 488 549 521">1 海上地盤改良工</p> <p data-bbox="304 562 1118 595">固化工 1式（深層混合処理杭打設 7, 780 m²）</p> <p data-bbox="440 640 895 674">杭長 26.2 m 992本</p> <p data-bbox="588 719 895 752">3.0 m 941本</p> <p data-bbox="553 797 895 831">25.2 m 130本</p> | |

議案第 98 号

南武線稲田堤駅自由通路新設及び橋上駅舎整備工事委託等契約の締結に
ついて

工事委託等契約を次のとおり締結する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 南武線稲田堤駅自由通路新設及び橋上駅舎整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 川崎市多摩区菅及び菅稲田堤地内 |
| 3 契 約 金 額 | 3, 265, 286, 000円 |
| 4 完 成 期 限 | 平成 36 年 3 月 31 日 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 横浜市西区平沼 1 丁目 40 番 26 号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員横浜支社長 渡利 千春 |

工 事 概 要

| | |
|---------------|-------------------------|
| 工 事 名 | 南武線稲田堤駅自由通路新設及び橋上駅舎整備工事 |
| 施設内容 | |
| 自由通路（歩行者専用道路） | |
| 工事延長 | 約 7 1 m |
| 有効幅員 | 5 m |
| 付帯施設 | エレベーター 2 基 |
| | エスカレーター 4 基 |
| 橋上駅舎 | |
| 付帯施設 | エレベーター 2 基 |
| | 多機能トイレ |

議案第99号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第8条及び第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田紀彦

1 認定

| 整理番号 | 図面番号 | 路線名 | 起 終 | 点 点 |
|------|------|---------------|------------|------------|
| 20 | 1 | 小杉町 第207号線 | 中原区 小杉町2丁目 | 276番 1先 |
| | | | 中原区 小杉町2丁目 | 283番 2先 |
| 21 | 1 | 小杉町 第208号線 | 中原区 小杉町2丁目 | 228番 1先 |
| | | | 中原区 小杉町2丁目 | 227番 5先 |
| 22 | 2 | 久地 第147号線 | 高津区 久地4丁目 | 729番 2先 |
| | | | 高津区 久地4丁目 | 730番 7先 |
| 23 | 3 | 宮崎 第154号線 | 宮前区 宮崎6丁目 | 3番 1先 |
| | | | 宮前区 宮崎6丁目 | 3番 95先 |
| 24 | 4 | 野川 第517号線 | 宮前区 野川 | 1252番 3先 |
| | | | 宮前区 野川 | 1259番 103先 |
| 25 | 4 | 野川 第518号線 | 宮前区 野川 | 1259番 103先 |
| | | | 宮前区 野川 | 1259番 81先 |
| 26 | 5 | 菅生 第829号線 | 宮前区 菅生2丁目 | 1981番 65先 |
| | | | 宮前区 菅生2丁目 | 1981番 70先 |
| 27 | 6 | 登戸 第356号線 | 多摩区 登戸 | 1594番 10先 |
| | | | 多摩区 登戸 | 1594番 15先 |
| 28 | 7 | 長尾 第175号線 | 多摩区 長尾4丁目 | 175番 1先 |
| | | | 多摩区 長尾4丁目 | 175番 14先 |
| 29 | 7 | 長尾 第176号線 | 多摩区 長尾4丁目 | 175番 7先 |
| | | | 多摩区 長尾4丁目 | 175番 11先 |

| 整理 番号 | 図面 番号 | 路 線 名 | 起 終 | 点 点 |
|----------|----------|------------------------|-------------|------------|
| 30 | 8 | 生 田 第 2 7 0 号 線 | 多摩区 生田7丁目 | 2827番 3先 |
| | | | 多摩区 生田7丁目 | 2863番 7先 |
| 31 | 9 | 金 程 第 1 0 7 号 線 | 麻生区 金程1丁目 | 411番 5先 |
| | | | 麻生区 金程1丁目 | 411番 15先 |
| 32 | 10 | 東 百 合 丘 第 1 5 8 号 線 | 麻生区 東百合丘4丁目 | 7346番 185先 |
| | | | 麻生区 東百合丘4丁目 | 7346番 178先 |
| 33 | 11 | 王 禪 寺 西 第 2 号 線 | 麻生区 王禅寺西4丁目 | 2315番 8先 |
| | | | 麻生区 王禅寺西4丁目 | 1628番 66先 |
| 34 | 12 | 岡 上 第 1 7 7 号 線 | 麻生区 岡上 | 510番 9先 |
| | | | 麻生区 岡上 | 510番 203先 |
| 35 | 13 | 栗 平 第 4 4 号 線 | 麻生区 栗平1丁目 | 9番 23先 |
| | | | 麻生区 栗平1丁目 | 9番 19先 |

2 廃止

| 整理 番号 | 図面 番号 | 路 線 名 | 起 終 | 点 点 |
|----------|----------|------------------------|-------------|----------|
| 36 | 14 | 菅 生 第 1 0 8 号 線 | 宮前区 菅生5丁目 | 1315番 先 |
| | | | 宮前区 菅生5丁目 | 1313番 2先 |
| 37 | 15 | 菅 生 第 1 4 1 号 線 | 宮前区 菅生1丁目 | 1969番 4先 |
| | | | 宮前区 菅生1丁目 | 1968番 先 |
| 38 | 16 | 神 木 本 町 第 1 6 8 号 線 | 宮前区 神木本町2丁目 | 1769番 3先 |
| | | | 宮前区 神木本町2丁目 | 1795番 2先 |
| 39 | 17 | 中 野 島 第 6 7 号 線 | 多摩区 中野島3丁目 | 1440番 1先 |
| | | | 多摩区 中野島3丁目 | 1442番 1先 |
| 40 | 18 | 栗 平 第 2 7 号 線 | 麻生区 栗平1丁目 | 9番 6先 |
| | | | 麻生区 栗平1丁目 | 9番 7先 |
| 41 | 19 | 古 沢 第 3 2 号 線 | 麻生区 古沢 | 231番 1先 |
| | | | 麻生区 古沢 | 229番 1先 |

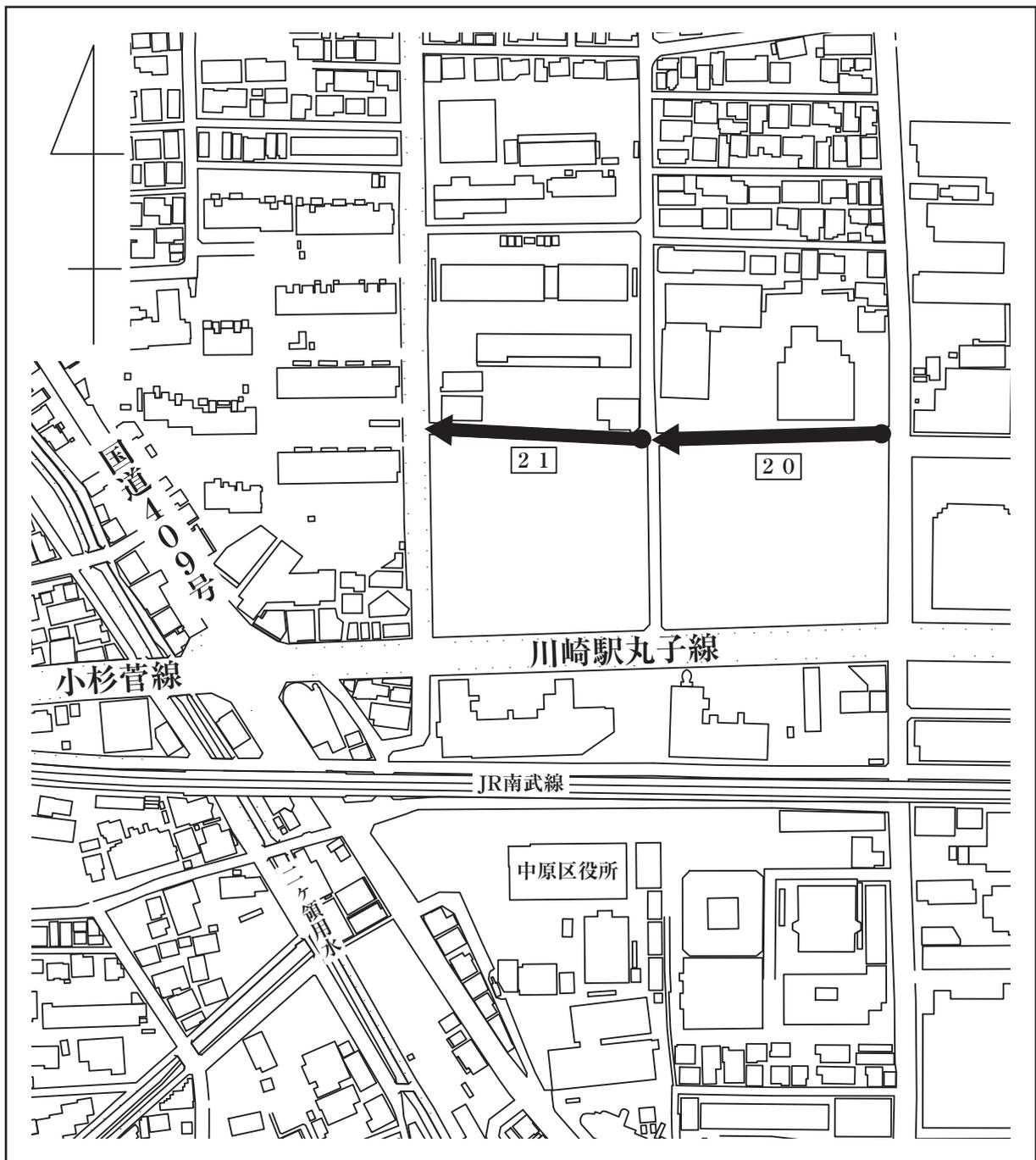
認定理由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（中原区小杉町2丁目地内）

整理番号20、21



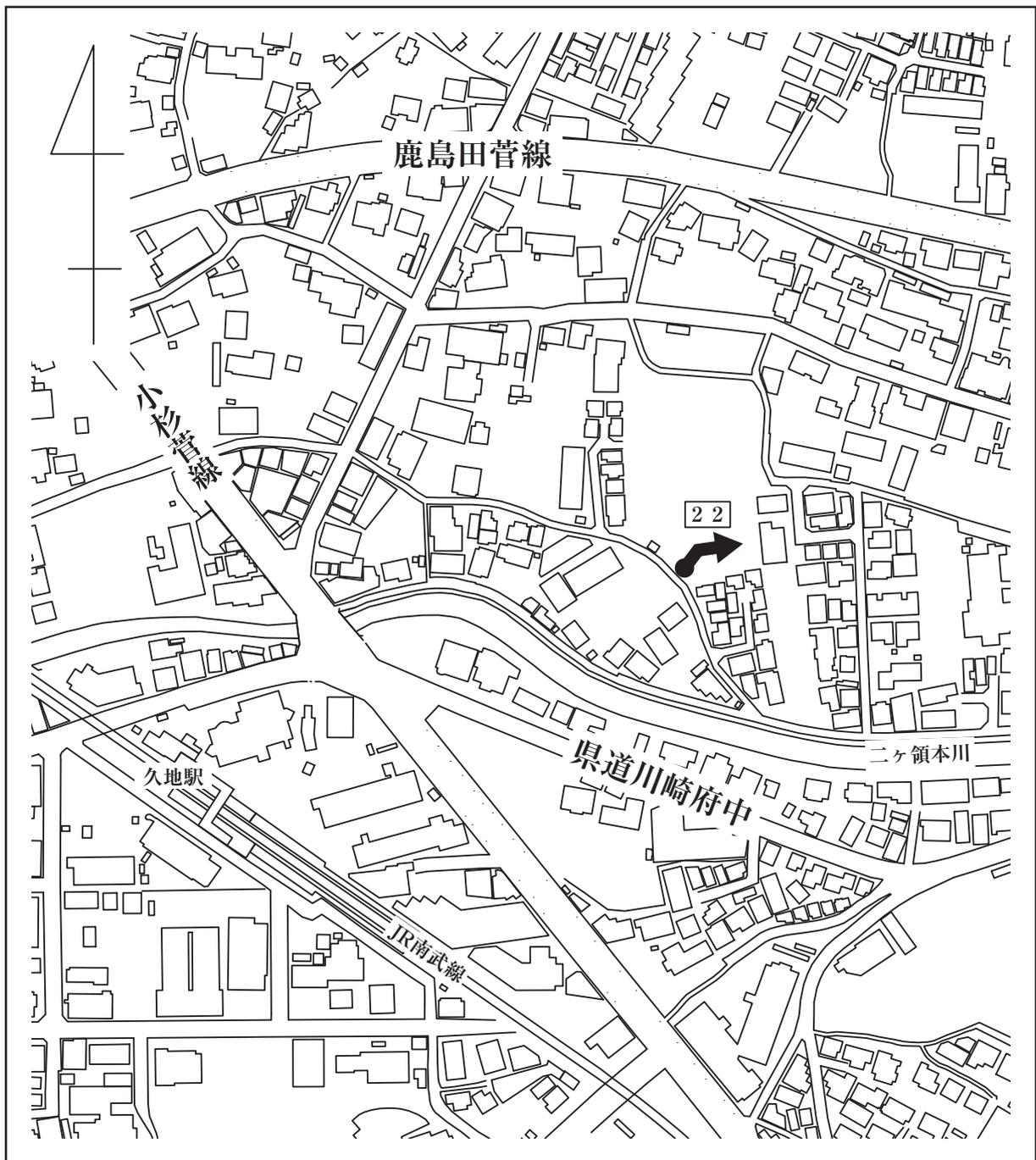
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区久地4丁目地内）

整理番号22



認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区宮崎6丁目地内）

整理番号23



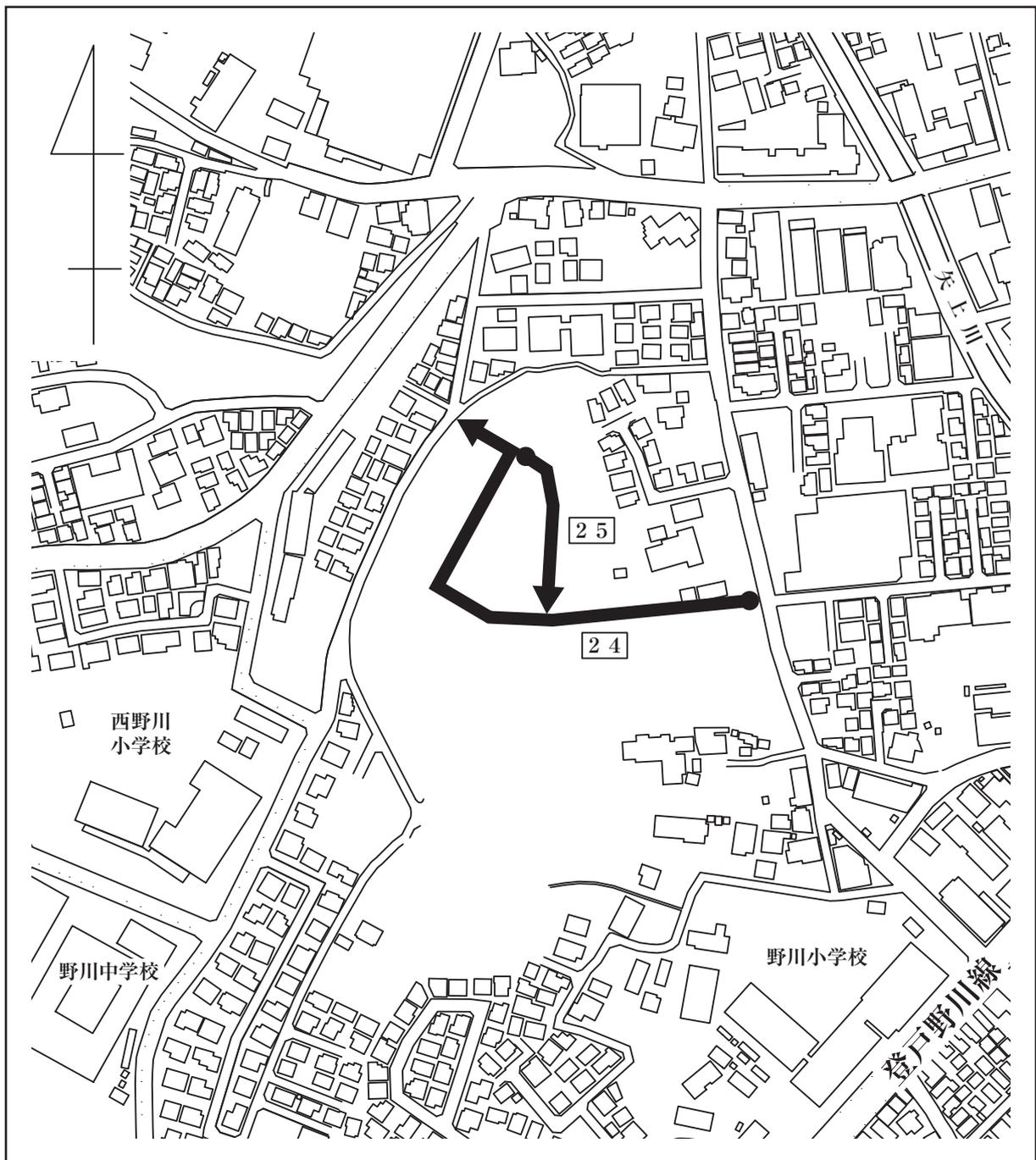
認定理由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区野川地内）

整理番号24、25



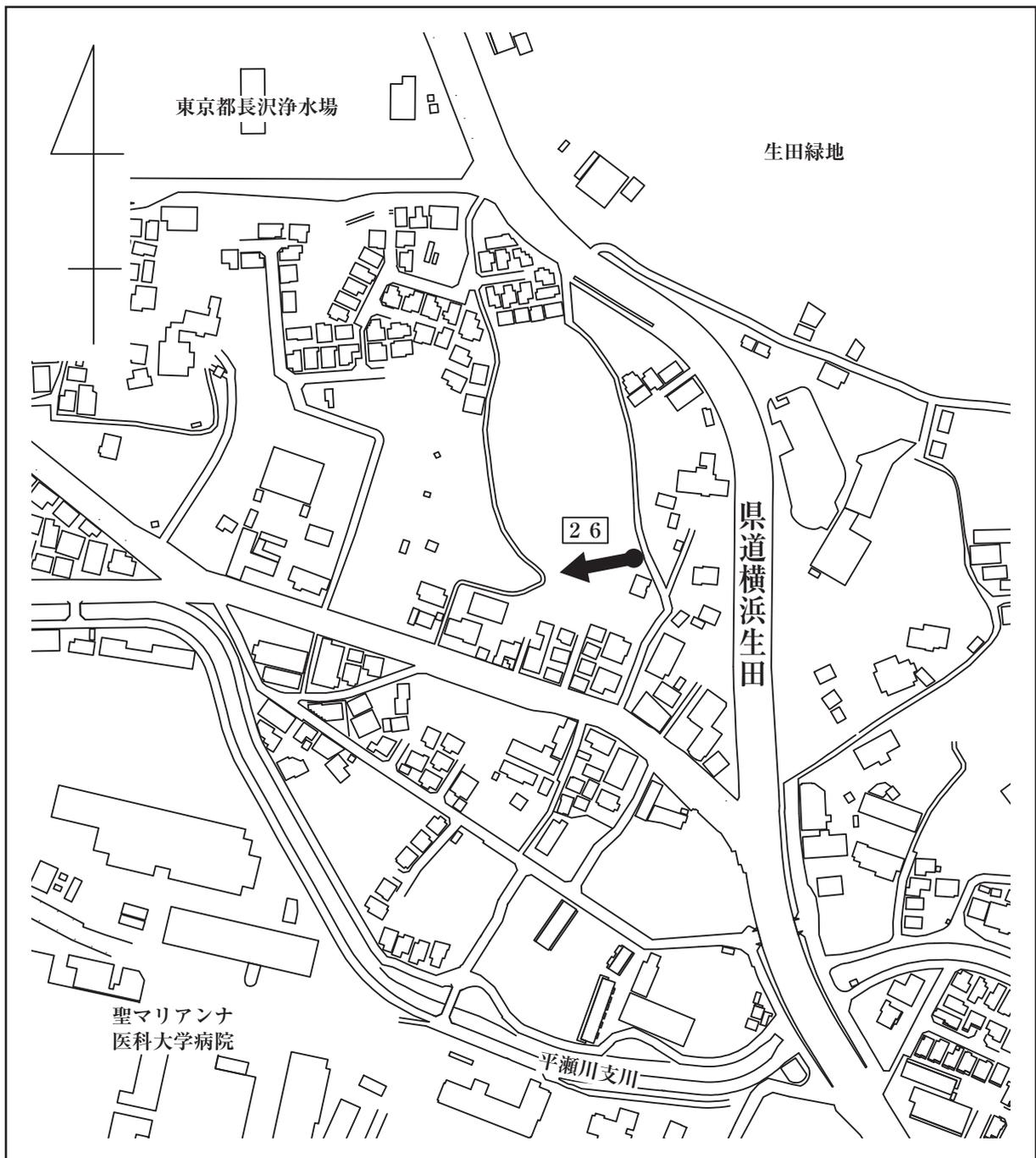
認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区菅生2丁目地内）

整理番号26



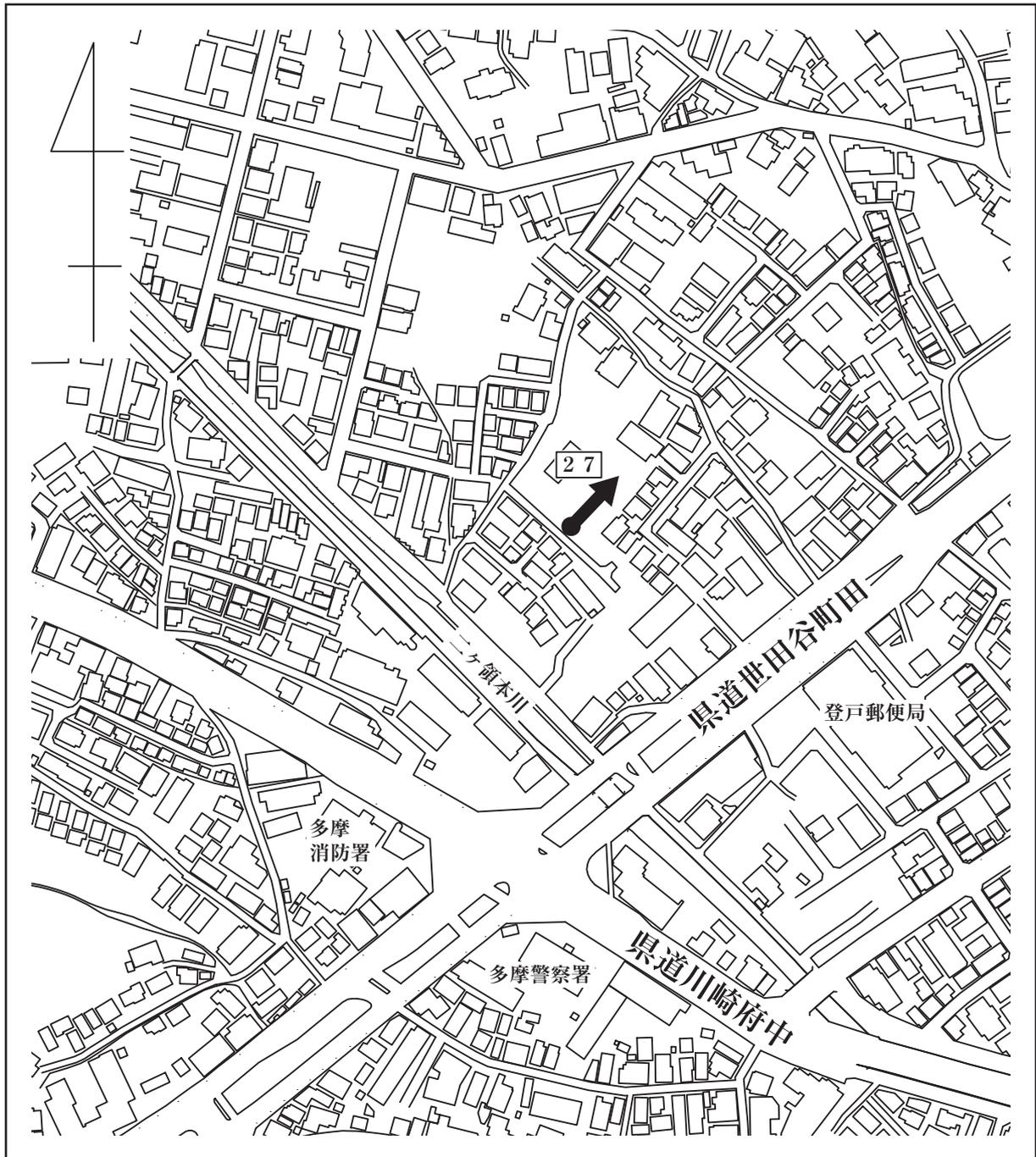
認定理由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 27



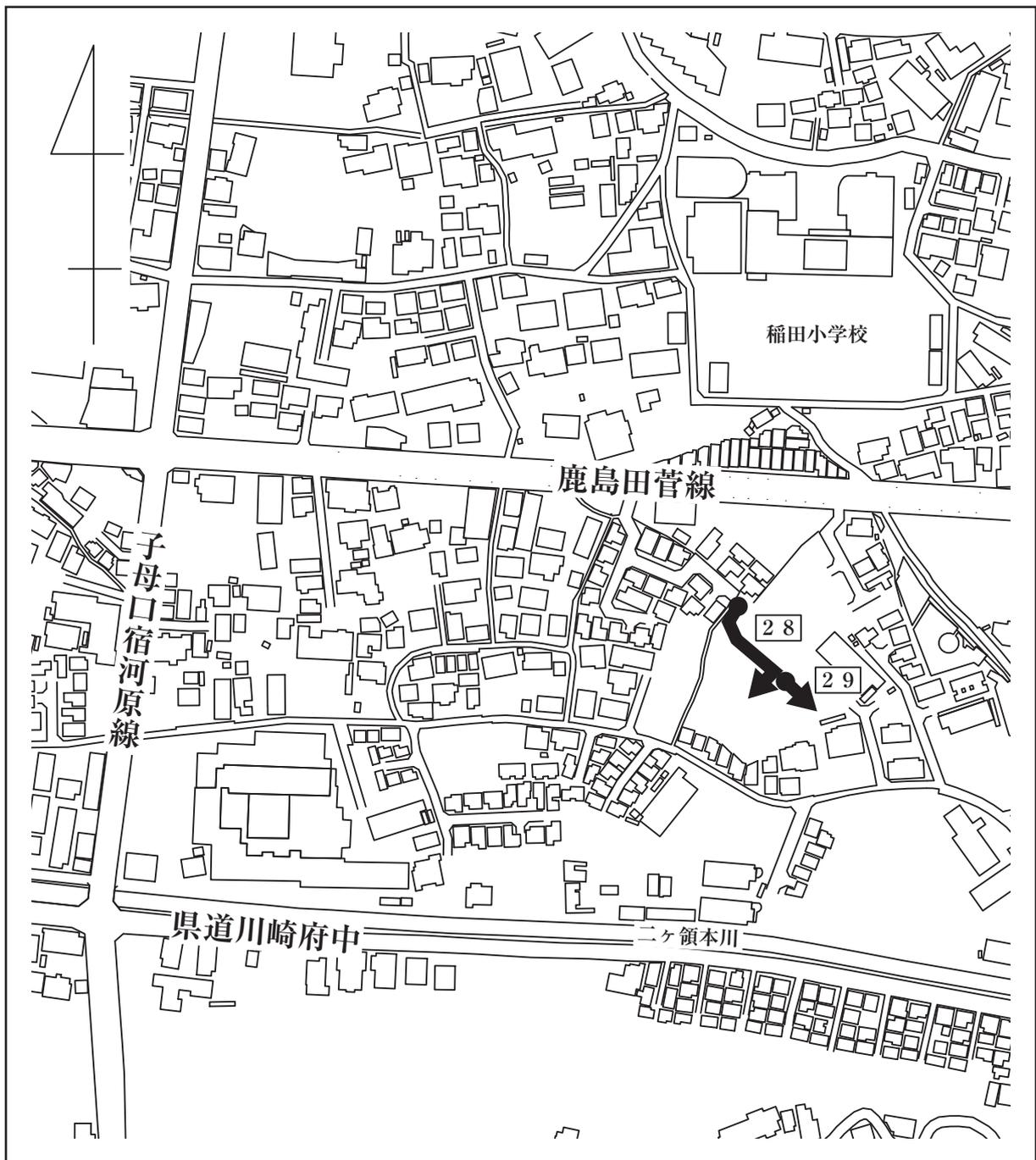
認 定 理 由

図面番号⑦

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区長尾4丁目地内）

整理番号28、29



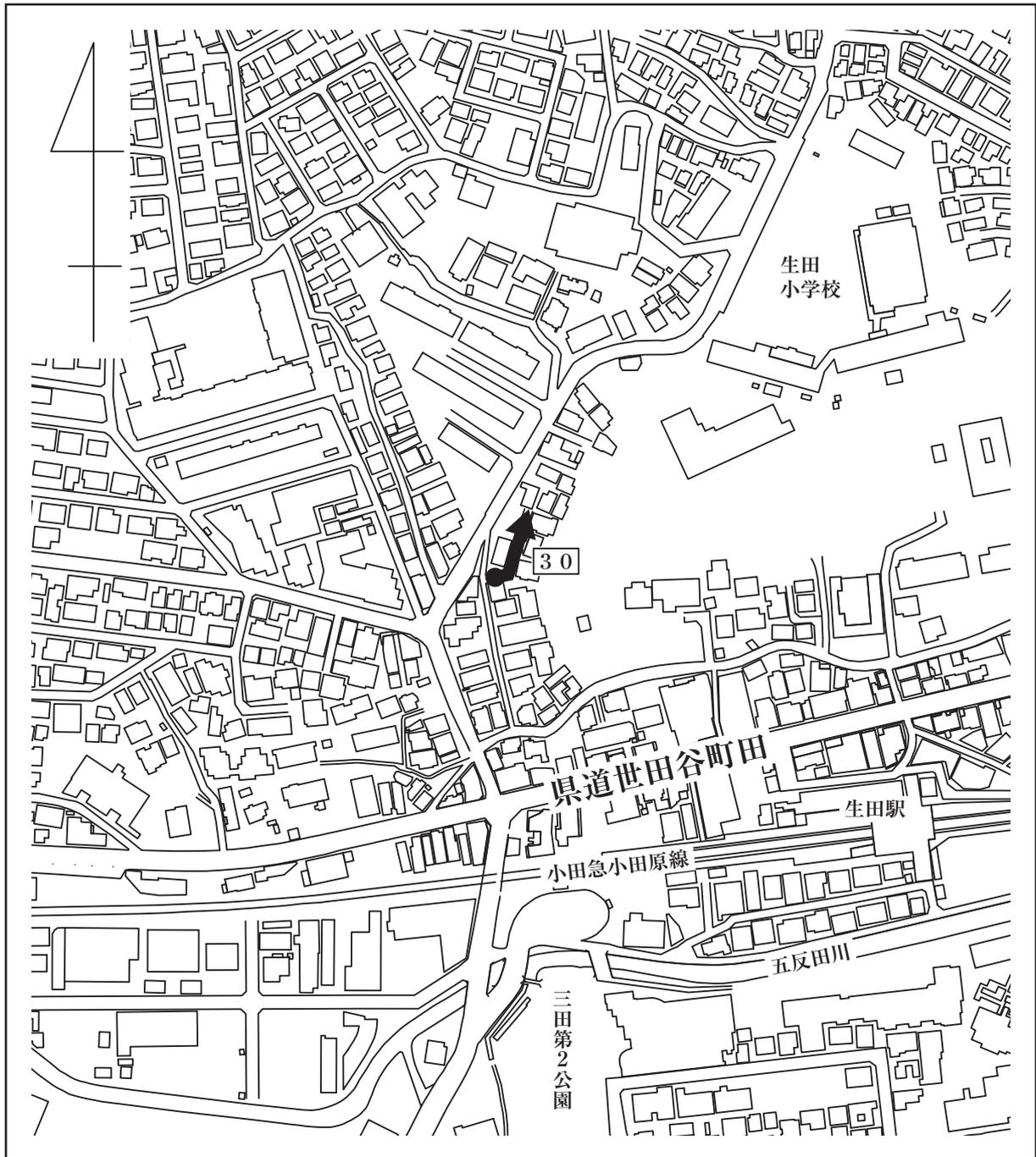
認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区生田7丁目地内）

整理番号30



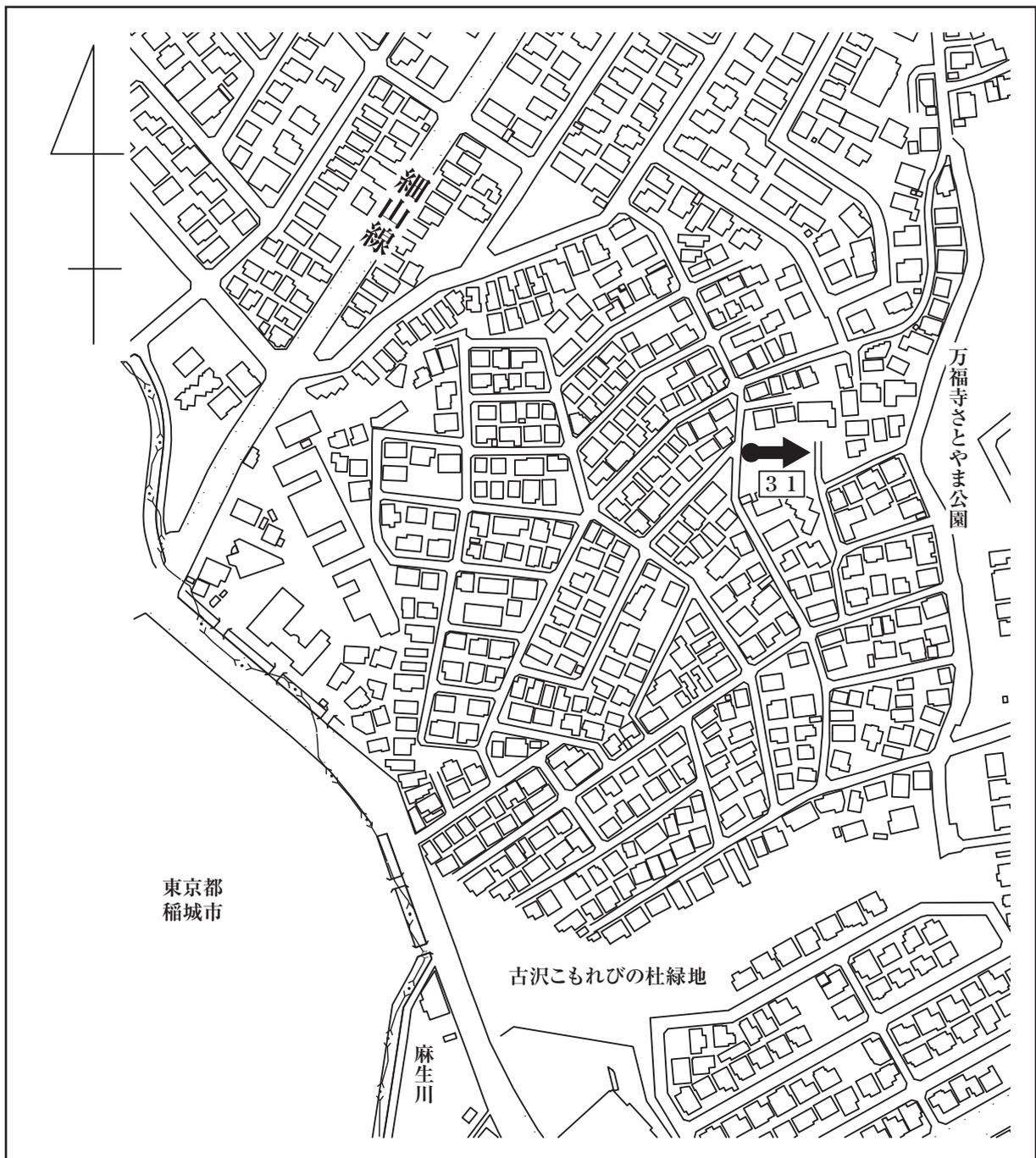
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区金程1丁目地内）

整理番号31



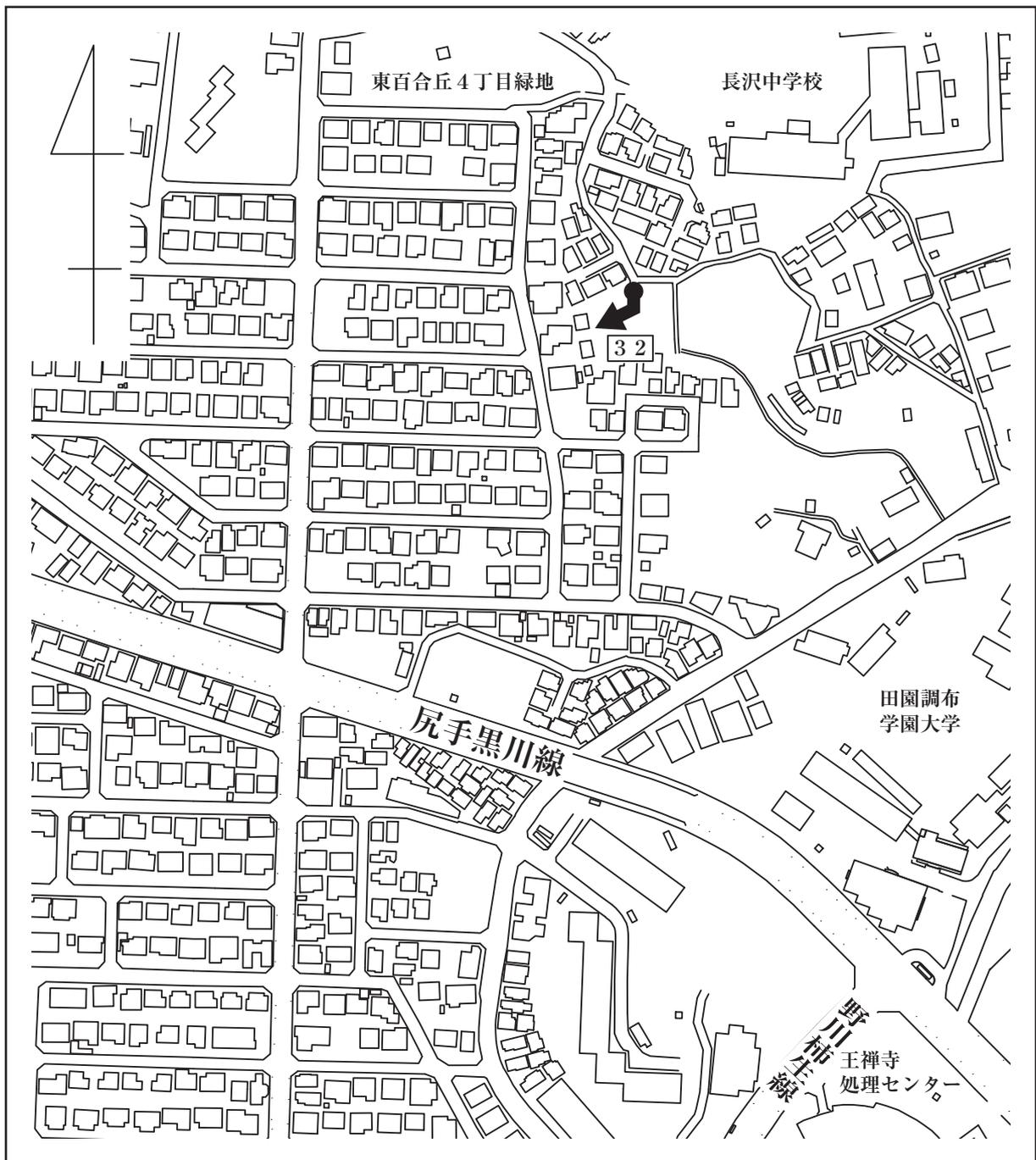
認 定 理 由

図面番号⑩

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区東百合丘4丁目地内）

整理番号32



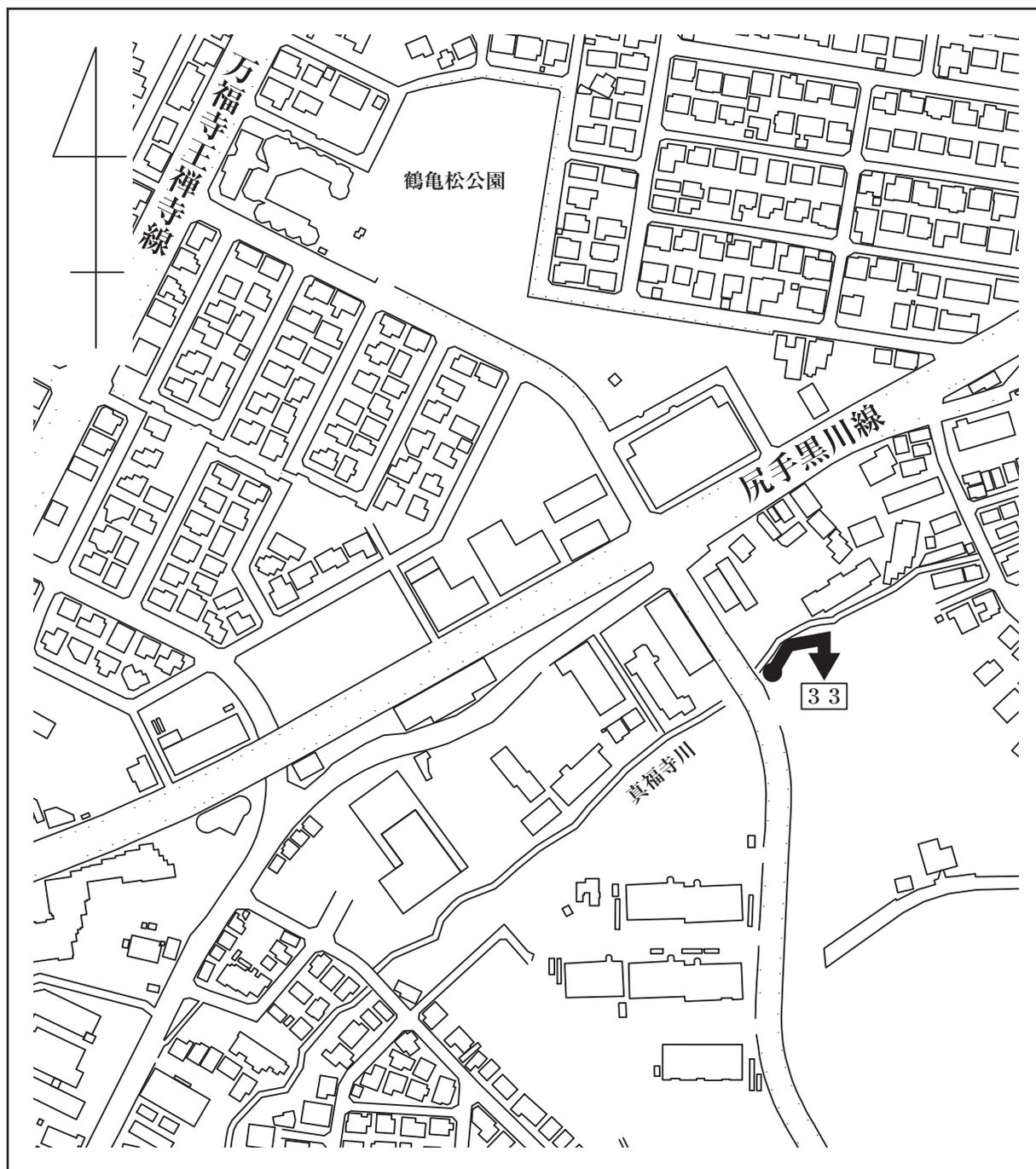
認 定 理 由

図面番号⑪

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区王禅寺西4丁目地内）

整理番号33



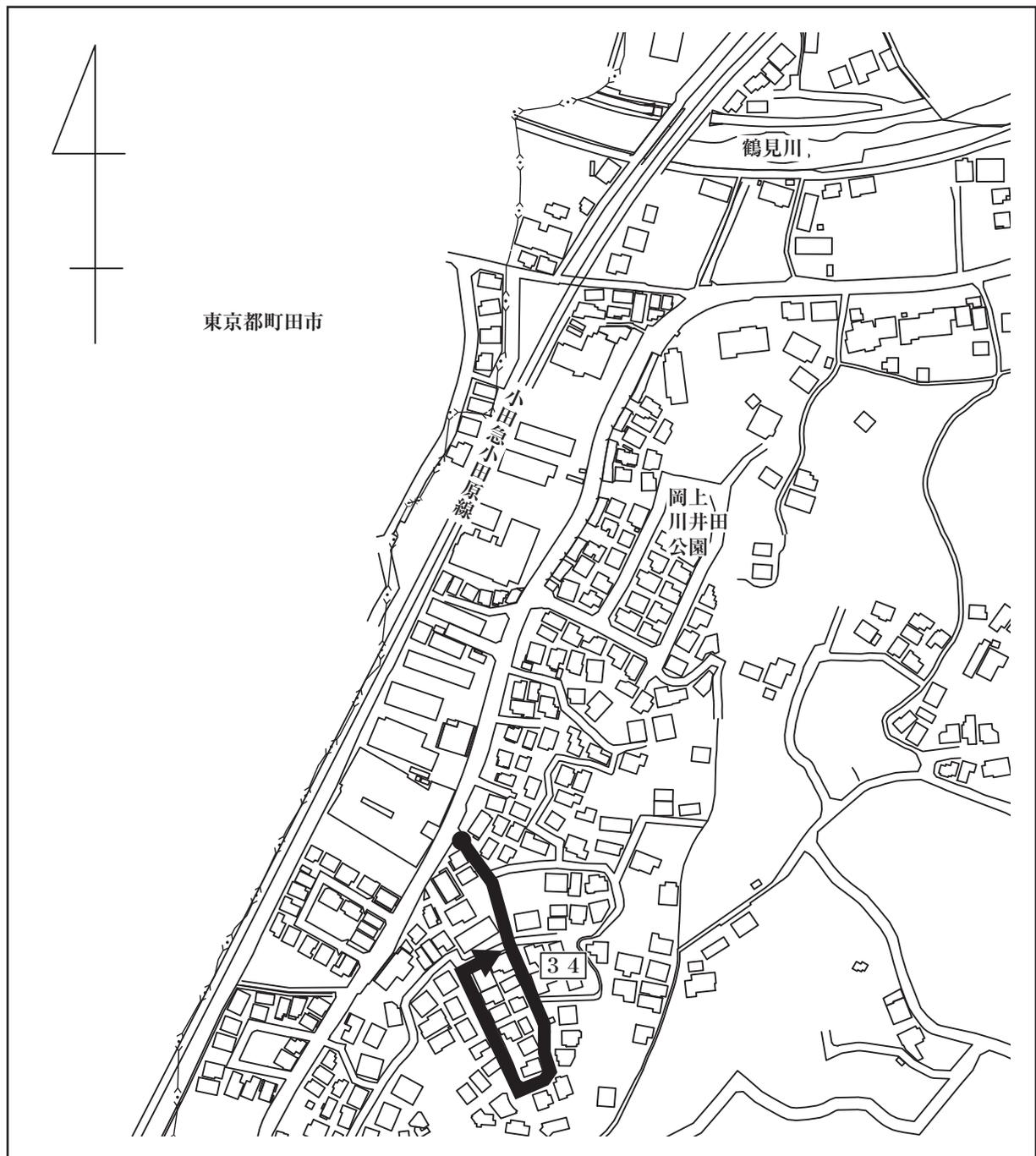
認 定 理 由

図面番号⑫

本箇所は、測量助成適用団地内の道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区岡上地内）

整理番号 3 4



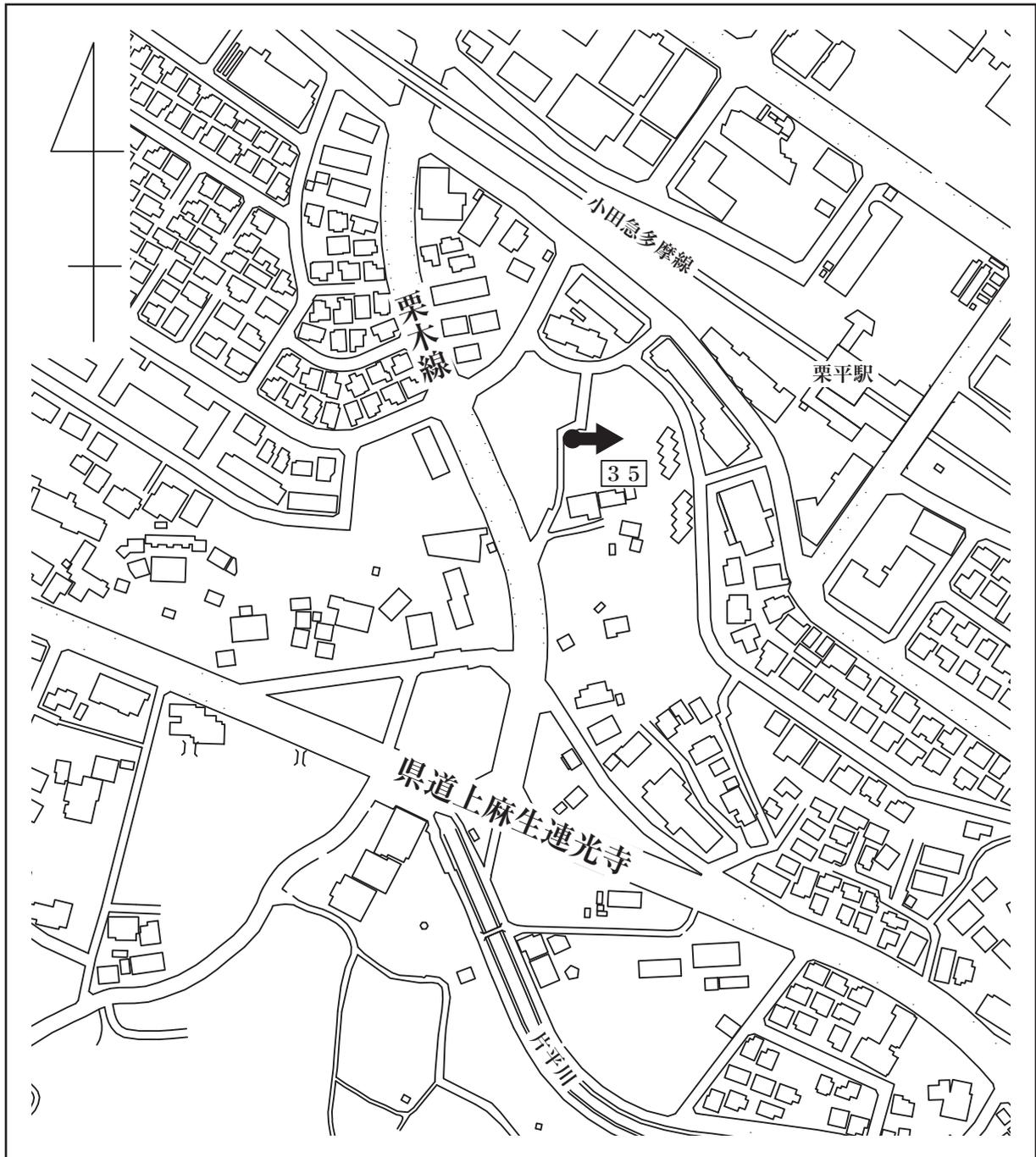
認定理由

図面番号⑬

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区栗平1丁目地内）

整理番号35



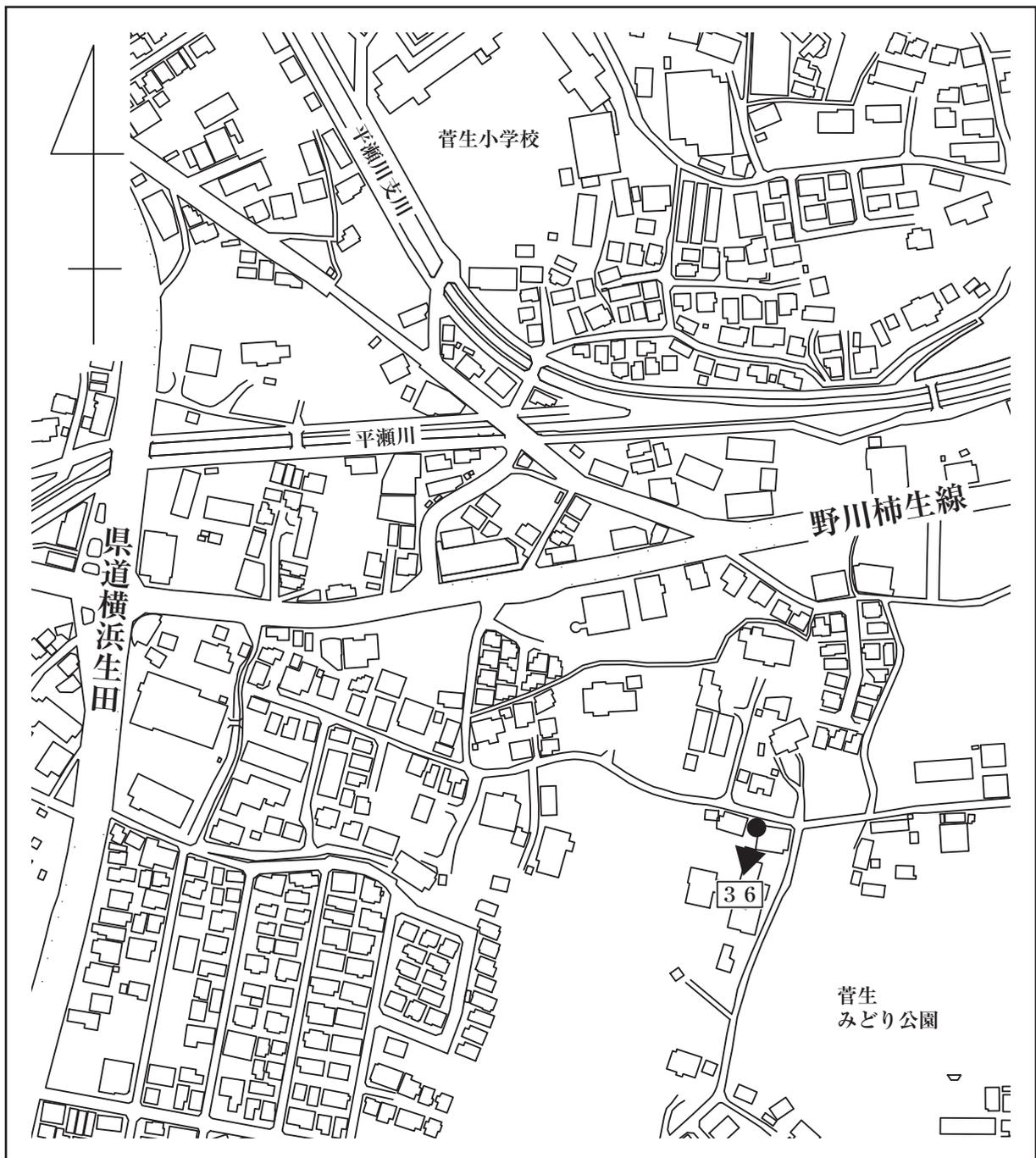
廃止理由

図面番号⑭

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区菅生5丁目地内）

整理番号36



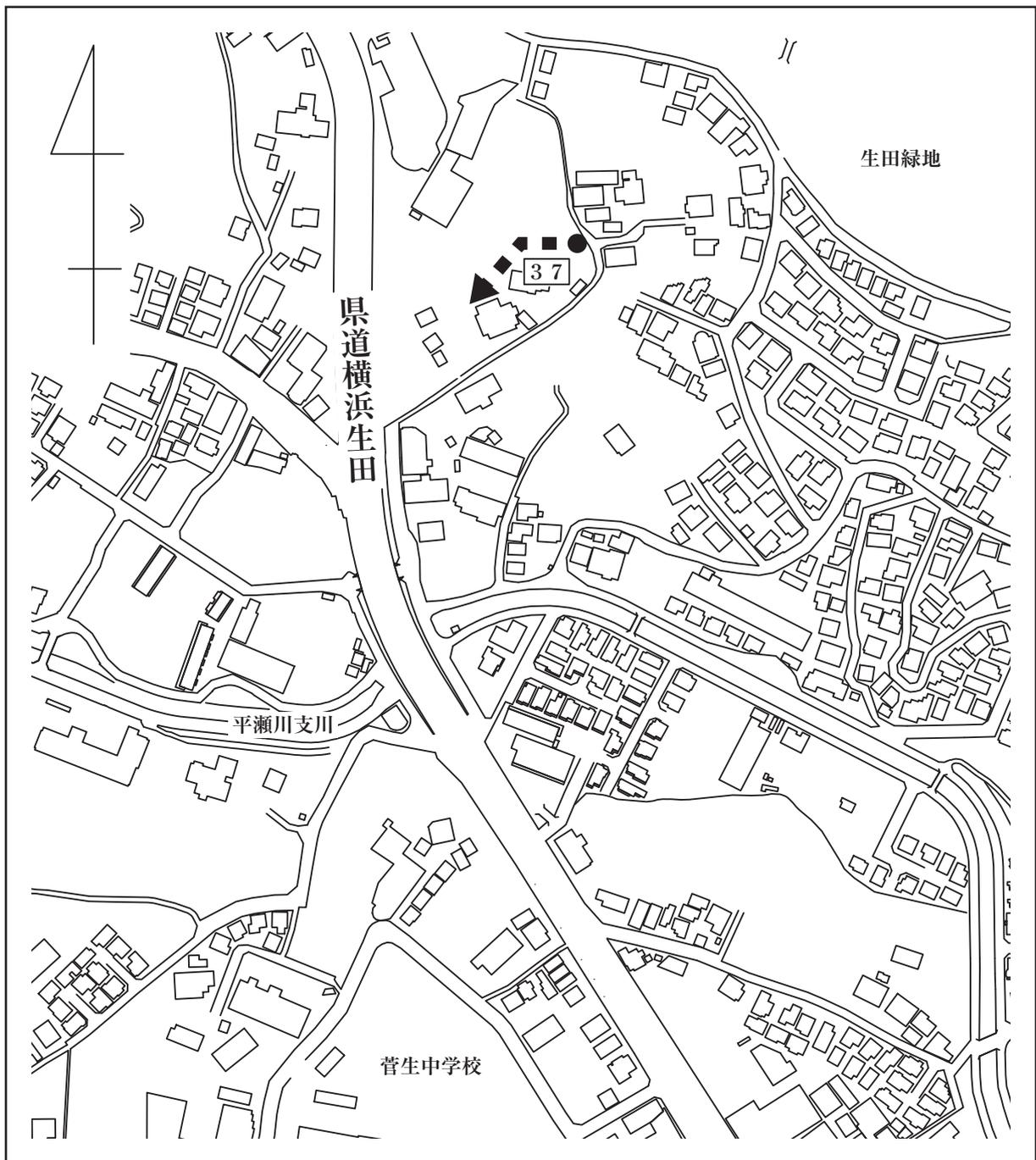
廃止理由

図面番号⑮

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区菅生1丁目地内）

整理番号37



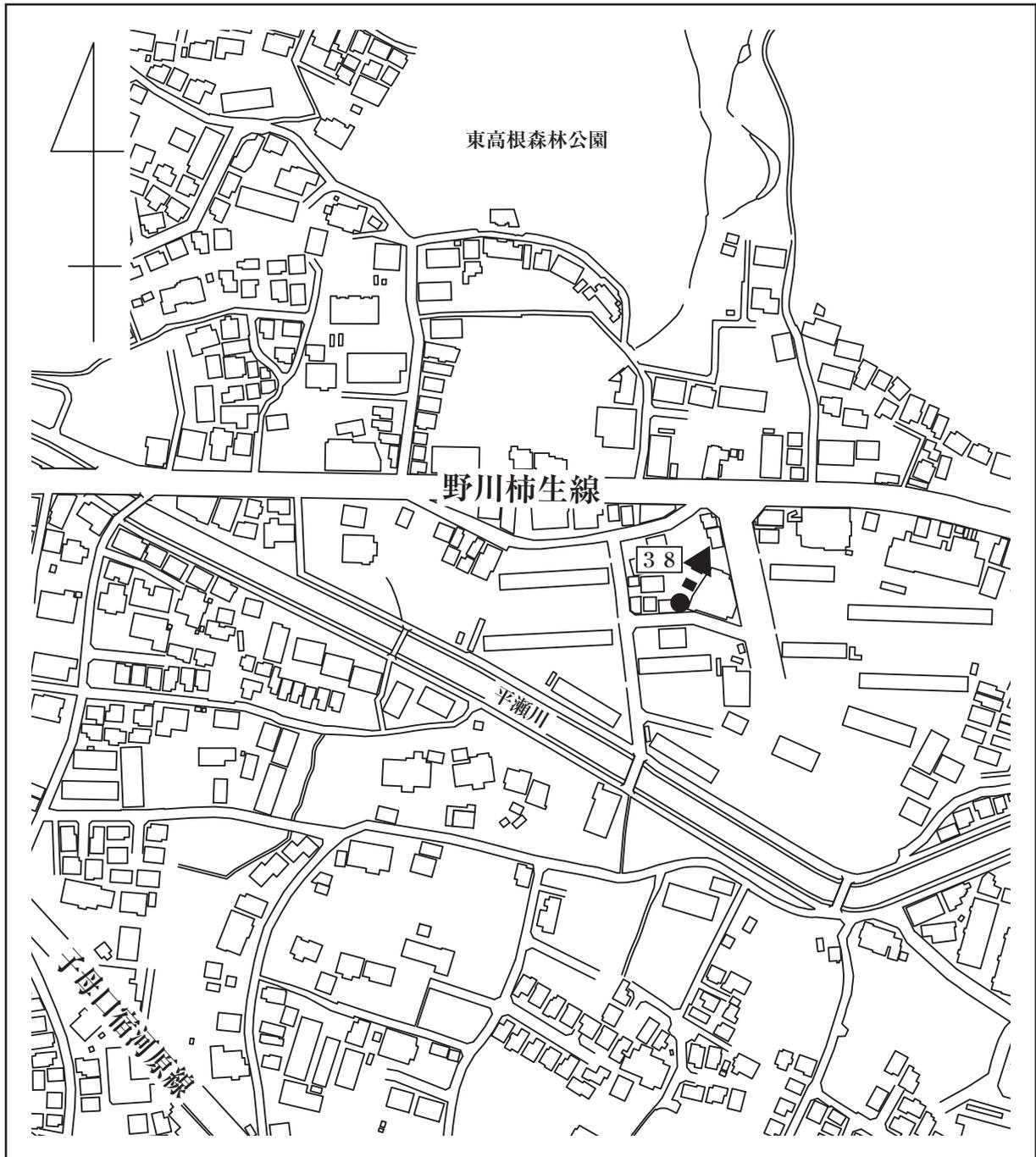
廃止理由

図面番号⑩

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目地内）

整理番号38



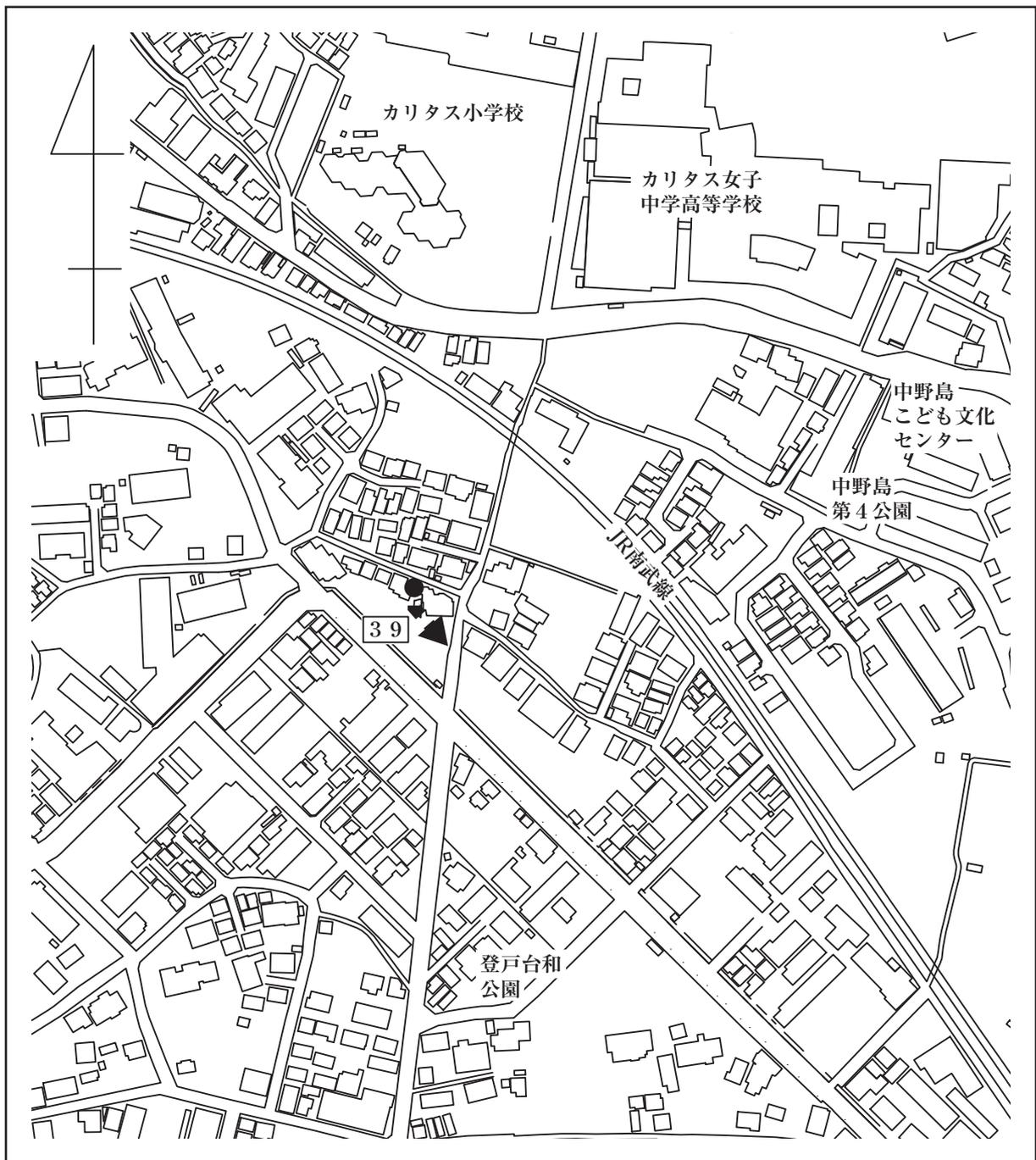
廃止理由

図面番号⑰

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区中野島3丁目地内）

整理番号39



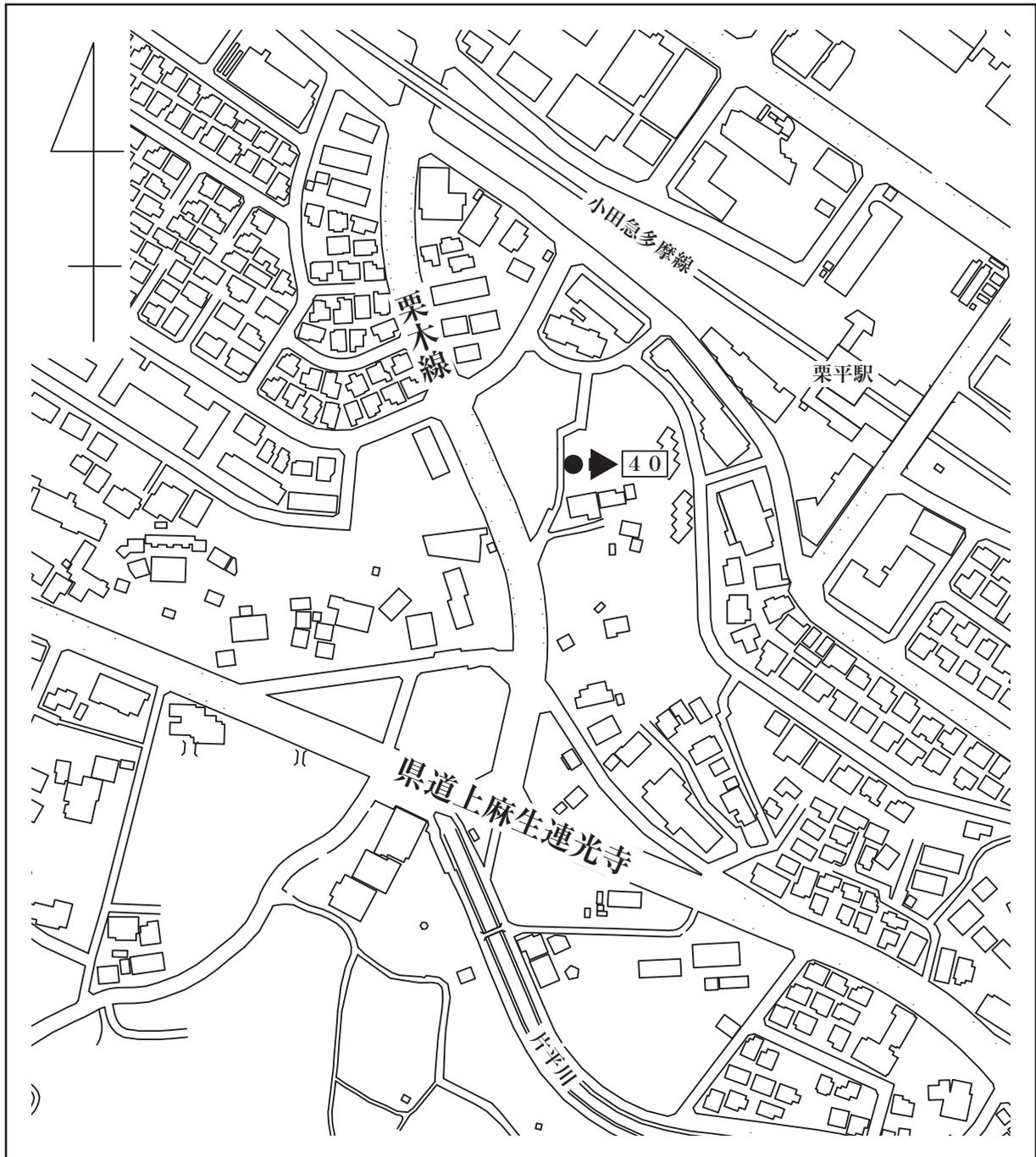
廃止理由

図面番号⑱

本箇所は、宅地造成事業により、従前の道路に替えて道路が新設され、必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区栗平1丁目地内）

整理番号40



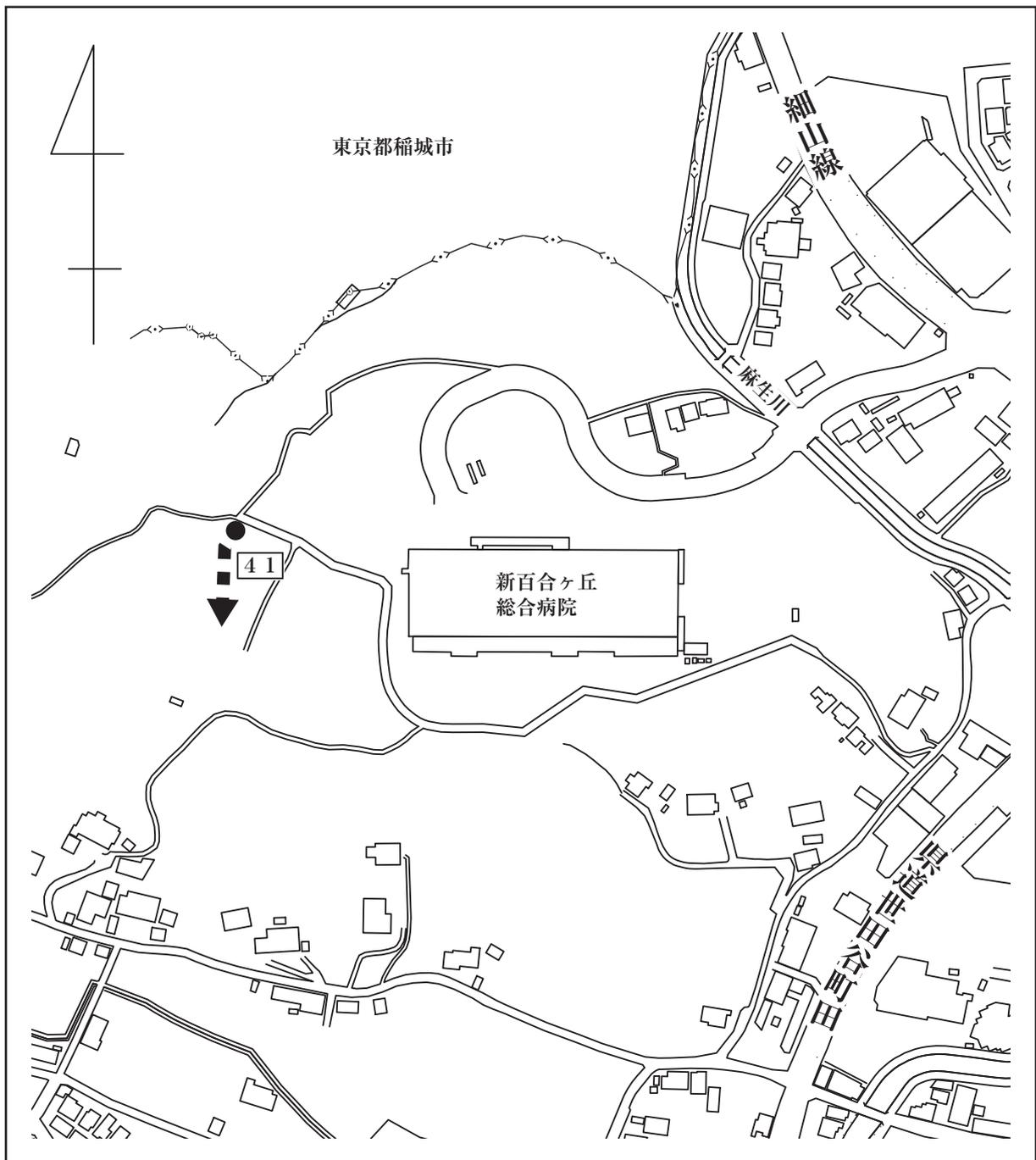
廃止理由

図面番号⑱

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区古沢地内）

整理番号 4 1



議案第100号

消防艇製造請負契約の締結について

製造請負契約を次のとおり締結する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名 称 消防艇 1艇
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,338,120,000円
- 4 納入期限 平成32年3月31日
- 5 納入場所 川崎市川崎区千鳥町15番4号
川崎市消防局臨港消防署千鳥町出張所
- 6 契約の相手方 広島県尾道市浦崎町1471番地8
ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社
代表取締役 神原 潤

参考資料

基本設計概要

| 物 件 | 構 造・規 格・寸 法 等 |
|-------|--------------------------------|
| 消 防 艇 | 1 主要寸法等 |
| | ・ 全長 約 32.8 m |
| | ・ 型幅 約 8.0 m |
| | ・ 型深さ 約 3.0 m |
| | ・ 計画満載喫水 約 1.5 m |
| | ・ 総トン数 約 109 トン |
| | 2 主機関 |
| | ・ 4サイクル船用高速ディーゼル機関 2基 |
| | 3 速力（常備状態） |
| | 約 15.0 ノット（主機関 100%出力） |
| | 4 最大搭載人員 |
| | ・ 1.5時間未満 40名 |
| | ・ 24時間未満 12名 |
| | 5 原動機付消防ポンプ |
| | ・ 容量 50,000L/min |
| | ・ 4サイクル船用高速ディーゼル機関 2基 |
| | 6 主要装備品 |
| | ・ 船首甲板放水砲 2基 (15,000L/min×2) |
| | ・ 羅針甲板放水砲 2基 (5,000L/min×2) |
| | ・ 伸縮放水塔及び放水砲 2基 (5,000L/min×2) |

議案第101号

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

黒川地区小中学校新設事業の契約（平成18年9月14日議決、平成20年3月19日変更議決、平成20年6月19日変更議決、平成21年6月24日変更議決、平成22年6月17日変更議決、平成23年6月29日変更議決、平成24年6月22日変更議決、平成24年10月3日変更議決、平成25年6月20日変更議決、平成26年6月19日変更議決、平成28年6月16日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成30年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4の契約金額「6,460,385,550円」を「6,461,428,985円」に変更する。

参考資料

- 1 黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について（平成18年9月4日提出・平成18年9月14日議決）

| | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名 | 黒川地区小中学校新設事業 |
| 2 | 履行場所 | 川崎市麻生区はるひ野4丁目8番 |
| 3 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 5,751,051,031円 |
| 5 | 契約期間 | 契約締結の日から平成35年3月31日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 川崎市麻生区片平2丁目10番10号 はるひ野コミュニティサービス株式会社 代表取締役 加藤 哲郎 |

- 2 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年2月28日提出・平成20年3月19日議決）

| |
|---|
| 4の契約金額「5,751,051,031円」を「5,760,136,117円」に変更する。 |
|---|

- 3 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年6月2日提出・平成20年6月19日議決）

| |
|---|
| 4の契約金額「5,760,136,117円」を「5,761,270,117円」に変更する。 |
|---|

- 4 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成21年6月5日
提出・平成21年6月24日議決）

4の契約金額「5,761,270,117円」を「5,765,806,117円」に変更する。

- 5 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成22年5月31日
提出・平成22年6月17日議決）

4の契約金額「5,765,806,117円」を「5,772,610,117円」に変更する。

- 6 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成23年6月10日
提出・平成23年6月29日議決）

4の契約金額「5,772,610,117円」を「5,780,548,117円」に変更する。

- 7 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成24年6月4日
提出・平成24年6月22日議決）

4の契約金額「5,780,548,117円」を「5,790,754,117円」に変更する。

- 8 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成24年9月3日
提出・平成24年10月3日議決）

4の契約金額「5,790,754,117円」を「5,793,241,987円」に変更する。

9 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成25年6月3日提出・平成25年6月20日議決）

4の契約金額「5,793,241,987円」を「5,878,266,673円」に変更する。

10 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成26年6月2日提出・平成26年6月19日議決）

4の契約金額「5,878,266,673円」を「6,306,207,563円」に変更する。

11 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成28年5月27日提出・平成28年6月16日議決）

4の契約金額「6,306,207,563円」を「6,460,385,550円」に変更する。

12 変更理由

はるひ野小中学校の情報システム整備費等にかかる物価改定、金利改定に伴うサービス料の改定を行うことにより、契約金額を変更するもの。

報告第 1 1 号

川崎市情報公開条例第 3 5 条の規定による運営状況の報告について

川崎市情報公開条例第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり運営状況を報告する。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 開示請求の状況

| | |
|------------|------------|
| 請求件数 | 2, 5 4 2 件 |
| (1) 請求承諾件数 | 2, 3 5 8 件 |
| ア 開示 | 1, 9 3 3 件 |
| イ 部分開示 | 4 2 5 件 |
| (2) 請求拒否件数 | 7 1 件 |
| (3) 取下げ件数 | 1 1 3 件 |

2 不服申立ての状況

| | |
|------------------|-----|
| (1) 不服申立て件数 | 8 件 |
| (2) 不服申立てに係る処理状況 | |
| ア 決定件数 | 8 件 |
| (7) 現年度分 | 0 件 |
| (4) 過年度分 | 8 件 |
| イ 審査会へ諮問中件数 | 3 件 |
| (7) 現年度分 | 3 件 |

| | |
|--------------|-----|
| (1) 過年度分 | 0 件 |
| ウ 審査会への諮問前件数 | 4 件 |
| (7) 現年度分 | 4 件 |
| (1) 過年度分 | 0 件 |
| エ 取下げ件数 | 1 件 |
| (7) 現年度分 | 1 件 |
| (1) 過年度分 | 0 件 |

参考資料

平成29年度川崎市情報公開条例の運営状況内訳

(単位 件)

| 実 施 機 関 | 開 示 請 求 の 状 況 | | | | | 不 服 申 立 て の 状 況 | | | | | | | | | |
|--------------------------|------------------|-----------|------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------|-------------|---------|-------------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| | 請 求 件 数 | 請 求 承 諾 数 | | 請 求 拒 否 件 数 | 取 下 げ 件 数 | 不 服 申 立 て 件 数 | 処 理 状 況 | | | | | | | | |
| | | 開 示 | 部 分 開 示 | | | | 決 定 件 数 | 諮 問 中 件 数 へ | | 諮 問 前 件 数 へ | | 取 下 げ 件 数 | | | |
| | | | | | | | | 現 年 度 分 | 過 年 度 分 | 現 年 度 分 | 過 年 度 分 | 現 年 度 分 | 過 年 度 分 | 現 年 度 分 | 過 年 度 分 |
| 市 長 | 2,094 | 1,644 | 325 | 47 | 78 | 4 | | 8 | 3 | | 1 | | | | |
| 上 下 水 道 事 業 者 管 理 者 | 173 | 144 | 7 | 2 | 20 | | | | | | | | | | |
| 交 通 事 業 者 管 理 者 | 52 | 28 | 22 | 1 | 1 | | | | | | | | | | |
| 病 院 事 業 者 管 理 者 | 6 | 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 消 防 長 | 32 | 8 | 18 | 4 | 2 | | | | | | | | | | |
| 教 育 委 員 会 | 172 | 97 | 50 | 17 | 8 | 4 | | | | | 3 | | 1 | | |
| 選 挙 管 理 会 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 事 委 員 会 | 4 | 1 | | | 3 | | | | | | | | | | |
| 監 査 委 員 | 4 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 農 業 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 会 | 5 | 2 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 2,542 | 1,933 | 425 | 71 | 113 | 8 | 0 | 8 | 3 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | |

報告第12号

川崎市個人情報保護条例第41条の規定による運営状況の報告について

川崎市個人情報保護条例第41条第1項の規定により、次のとおり運営状況を報告する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

| | | |
|---|---------------|------|
| 1 | ファイルの届出件数 | 61件 |
| | (1) 開始届出件数 | 2件 |
| | (2) 変更届出件数 | 49件 |
| | (3) 廃止届出件数 | 10件 |
| 2 | 開示請求等の状況 | |
| | (1) 開示請求件数 | 475件 |
| | ア 請求承諾件数 | 268件 |
| | (イ) 開示 | 193件 |
| | (ロ) 部分開示 | 75件 |
| | イ 請求拒否件数 | 197件 |
| | ウ 取下げ件数 | 10件 |
| | (2) 訂正請求件数 | 2件 |
| | 請求拒否件数 | 2件 |
| | (3) 提供の停止請求件数 | 1件 |
| | 請求拒否件数 | 1件 |

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立て件数 4 件

(2) 不服申立てに係る処理状況

ア 決定件数 2 件

(ア) 現年度分 0 件

(イ) 過年度分 2 件

イ 審査会へ諮問中件数 2 件

(ア) 現年度分 2 件

(イ) 過年度分 0 件

ウ 審査会への諮問前件数 2 件

(ア) 現年度分 2 件

(イ) 過年度分 0 件

エ 取下げ件数 13 件

(ア) 現年度分 0 件

(イ) 過年度分 13 件

4 苦情処理の状況

苦情処理件数 21 件

参考資料

平成29年度川崎市個人情報保護条例の運営状況内訳

(単位 件)

| 実施機関 | ファイルの届出内訳 | | | 開示請求等の状況 | | | | | | | | | 不服申立ての状況 | | | | | | | | |
|-------------|-----------|--------|--------|----------|--------|------|--------|-------|------|--------|---------|--------|----------|---------|--------|------|---------|------|-------|------|------|
| | | | | 開示請求 | | | | | 訂正請求 | | 提供の停止請求 | | 不服申立て件数 | 処 理 状 況 | | | | | | | |
| | 開始届出件数 | 変更届出件数 | 廃止届出件数 | 請求件数 | 請求承諾件数 | | 請求拒否件数 | 取下げ件数 | 請求件数 | 請求拒否件数 | 請求件数 | 請求拒否件数 | | 決定件数 | 諮問中件数へ | | 諮問前件数への | | 取下げ件数 | | |
| | | | | | 開示 | 部分開示 | | | | | | | | | 現年度分 | 過年度分 | 現年度分 | 過年度分 | 現年度分 | 過年度分 | 現年度分 |
| 市長 | 2 | 29 | 8 | 428 | 171 | 55 | 193 | 9 | 2 | 2 | 1 | 1 | 4 | | 2 | 2 | | 2 | | | 13 |
| 上下水道事業者 | | 7 | | 3 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交通事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院事業者 | | | | 11 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防長 | | 4 | | 19 | 2 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | | 9 | | 13 | 8 | 1 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙管理委員会 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人事委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産評価審査委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議会 | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2 | 49 | 10 | 475 | 193 | 75 | 197 | 10 | 2 | 2 | 1 | 1 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 13 |

報告第13号

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況の報告について

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり運営状況を報告する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

| | | |
|---|----------------|--------|
| 1 | 審議会等の数 | 193会議 |
| | (1) 公開とした会議 | 112会議 |
| | (2) 一部非公開とした会議 | 16会議 |
| | (3) 非公開とした会議 | 40会議 |
| 2 | 会議の開催数 | 2,225回 |
| | (1) 公開とした会議 | 639回 |
| | (2) 一部非公開とした会議 | 53回 |
| | (3) 非公開とした会議 | 1,533回 |
| 3 | 傍聴人の数 | 295人 |

参考資料

平成29年度川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の運営状況内訳

| 執行機関 | 審議会等の数 (会議) | 会議の開催数 (回) | 公開とした会議の開催数 (回) | 一部非公開とした会議の開催数 (回) | 非公開とした会議の開催数 (回) | 傍聴人の数 (人) |
|-------------|----------------|---------------|--------------------|-----------------------|---------------------|--------------|
| 市長 | 182 | 2,083 | 513 | 46 | 1,524 | 279 |
| 総務企画局 | 19 | 72 | 19 | 5 | 48 | 1 |
| 財政局 | 7 | 10 | 5 | 2 | 3 | 1 |
| 市民文化局 | 13 | 52 | 44 | 3 | 5 | 52 |
| 経済労働局 | 20 | 41 | 23 | 2 | 16 | 3 |
| 環境局 | 11 | 47 | 28 | 0 | 19 | 45 |
| 健康福祉局 | 34 | 1,429 | 78 | 8 | 1,343 | 23 |
| こども未来局 | 11 | 71 | 31 | 0 | 40 | 0 |
| まちづくり局 | 12 | 40 | 19 | 13 | 8 | 33 |
| 建設緑政局 | 5 | 20 | 18 | 0 | 2 | 3 |
| 港湾局 | 3 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 臨海部国際戦略本部 | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 会計室 | 0 | - | - | - | - | - |
| 区役所 | 30 | 216 | 208 | 5 | 3 | 116 |
| 上下水道局 | 3 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 交通局 | 3 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| 病院局 | 5 | 14 | 12 | 0 | 2 | 0 |
| 消防局 | 3 | 30 | 22 | 8 | 0 | 2 |
| 市民オブスマン事務局 | 2 | 24 | 0 | 0 | 24 | 0 |
| 教育委員会 | 11 | 142 | 126 | 7 | 9 | 16 |
| 選挙管理委員会 | 0 | - | - | - | - | - |
| 監査委員 | 0 | - | - | - | - | - |
| 人事委員会 | 0 | - | - | - | - | - |
| 農業委員会 | 0 | - | - | - | - | - |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 193 | 2,225 | 639 | 53 | 1,533 | 295 |

報告第14号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

| 番号 | 発生局名 | 専決処分年月日 | 損害賠償の額 | 事件の概要 |
|----|------|-----------|--------------|---|
| 1 | 環境局 | 30. 1. 26 | 円 85,860 | 平成29年11月6日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと左に寄った際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの |
| 2 | 環境局 | 30. 1. 27 | 円 116,910 | 平成29年12月11日、被害者宅敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の排水設備の上を通過したため、当該排水設備を破損させたもの |
| 3 | 環境局 | 30. 2. 21 | 円 76,787 | 平成29年11月7日、横浜市鶴見区矢向4丁目4番6号先路上で、本市大型コンテナ車が、車線変更しようとした際、右側を走行していた被害者所有の普通トラックと接触し、破損させたもの |
| 4 | 環境局 | 30. 3. 1 | 円 11,379 | 平成29年10月30日、宮前区土橋1丁目16番地13先丁字路で、本市小型ごみ収集車が走行中、渋滞のため右側に停止していた車両の間から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの |

| | | | | |
|----|-------|-----------|--------------|--|
| 5 | 環境局 | 30. 2. 20 | 円 425,990 | 平成29年12月20日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、運転操作を誤って後退したため、被害者所有の次の物件に接触し、破損させたもの ごみ箱及びブロック塀（被害者(ア)） コンクリート塀及び花壇の外壁（被害者(イ)） |
| 6 | 環境局 | 30. 3. 2 | 円 33,430 | |
| 7 | 環境局 | 30. 3. 9 | 円 149,280 | 平成29年11月23日、麻生区王禅寺西1丁目12番1号先交差点で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、被害者を負傷させたもの |
| 8 | 環境局 | 30. 3. 19 | 円 162,000 | 平成29年12月27日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、後方から走行してきた車両を通過させようと左に寄った際、被害者所有の伸縮門扉に接触し、破損させたもの |
| 9 | 川崎区役所 | 30. 4. 12 | 円 72,360 | 平成29年12月27日、***** **駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車しようとした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの |
| 10 | 多摩区役所 | 30. 3. 9 | 円 250,959 | 平成30年1月29日、多摩区生田2丁目9番11号先路上で、本市道路パトロール車が、渋滞のため停止していた被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの |
| 11 | 多摩区役所 | 30. 4. 6 | 円 157,074 | 平成30年3月1日、多摩区菅北浦2丁目7番1号先丁字路で、本市道路パトロール車が、左折しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの |
| 12 | 消防局 | 30. 1. 29 | 円 49,680 | 平成29年8月12日、麻生区上麻生6丁目4番3号先路上で、本市消防車が、方向転換しようとした際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの |
| 13 | 消防局 | 30. 2. 21 | 円 69,831 | 平成30年1月28日、被害者宅駐車場で、本市救急車が、方向転換のため当該駐車場に入場し、切り返しをした際、被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの |
| 14 | 消防局 | 30. 2. 28 | 円 352,893 | 平成29年9月7日、宮前区宮前平1丁目11番地1先交差点で、本市原動機付自転車が、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者運転の自動二輪車に接触し、破損させたもの |
| 15 | 消防局 | 30. 4. 17 | 円 97,831 | 平成29年7月5日、川崎区田町1丁目6番11号先交差点で、患者を搬送中の本市救急車が通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の普通ライトバンに接触し、破損させたもの |

| | | | | |
|----|-------|-----------|--------------|---|
| 16 | 消防局 | 30. 4. 26 | 円 355,503 | 平成29年12月14日、高津区二子5丁目14番5号先路上で、本市原動機付自転車が、右折しようとして転倒し、反対車線に停車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの |
| 17 | 教育委員会 | 30. 2. 5 | 円 100,000 | 平成29年6月27日、被害者宅先駐車場で、本市移動図書館車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの |
| 18 | 環境局 | 30. 3. 28 | 円 37,800 | 平成30年2月14日、被害者宅敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、収集中のごみが被害者所有の雨どいに接触し、破損させたもの |
| 19 | 建設緑政局 | 30. 2. 15 | 円 272,269 | 平成28年10月10日、等々力緑地内で、被害者が、破損していたハンドホールの蓋の上を歩行したところ、当該ハンドホールの蓋とともに落下し、負傷し、及び被害者所有の携帯電話が破損したもの |
| 20 | 建設緑政局 | 30. 4. 16 | 円 2,655 | 平成29年12月24日、被害者宅先路上で、被害者運転の小型乗用車が、被害者宅敷地内から道路に出た際、道路に突き出ている破損した単管パイプに接触し、当該小型乗用車が破損したもの |
| 21 | 教育委員会 | 30. 2. 13 | 円 137,308 | 平成28年11月29日、市立学校の校庭で、体育の授業中、他の児童がバットを振ったところ、手から離れたバットが、被害者に当たり、負傷させたもの |

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|--------------------|--|----------------------------|----------------------------|-------------|---|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 108 | 27.7.2 | 川崎駅北口自由通路西側デッキ整備工事 | 東京都千代田区神田三崎町2丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設・駅改良共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 林 康雄 構成員 株式会社 大林組 代表取締役 蓮輪 賢治 | 契約金額 2,548,194,120 円 | 契約金額 2,552,343,480 円 | 30. 3. 28 | 北口通路供用開始による案内サインの統一化を図るため、デッキ内に案内サイン等を設置したことによる増額の変更を行うものである。 |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|---------------------|---|--|--|-------------|--|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 191 | 28.12.15 | 初山住宅 新築第1 号工事 | 川崎市川崎区藤崎1丁目 12番13号 株式会社 吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗 | 契約金額 604,800,000 円 完成期限 平成30年 3月15日 | 契約金額 641,650,680 円 完成期限 平成30年 3月31日 | 30.2.27 | 当初想定 していなか った既存建 物の杭基礎 が存置され ていたこと から、既存 杭の撤去工 事等が追加 となったた め、増額の 変更及び工 期の延長を 行うもので ある。 |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|---------------------|---|--|--|-------------|---|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 191 | 28.12.15 | 初山住宅 新築第1 号工事 | 川崎市川崎区藤崎1丁目 12番13号 株式会社 吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗 | 契約金額 641,650,680 円 完成期限 平成30年 3月31日 | 契約金額 645,211,440 円 完成期限 平成30年 5月15日 | 30.3.28 | 既存基礎 杭の撤去工 事等による 工期の延長 及び工期の 延長に伴う 増額の変更 を行うもの である。 |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|---------------------------|--|--|--|-------------|--|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 27 | 29.3.17 | 五反田川 放水路施 設整備工 事 | <p>横浜市中区吉田町65番 地</p> <p>清水・馬淵共同企業体</p> <p>代表者</p> <p>清水建設株式会社</p> <p>取締役社長 井上 和幸</p> <p>構成員</p> <p>馬淵建設株式会社</p> <p>代表取締役 馬淵 圭雄</p> | <p>契約金額</p> <p>4,322,808,000 円</p> | <p>契約金額</p> <p>4,341,912,120 円</p> | 30. 3. 28 | <p>平成29 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。</p> |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|---|---|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|--|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 73 | 29. 6. 22 | 都市計画 道路殿町 羽田空港 線ほか道 路築造工 事 | <p>横浜市中区山下町23番地</p> <p>五洋・日立造船・不動テトラ・横河・本間・高田共同企業体</p> <p>代表者 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三</p> <p>構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也</p> <p>構成員 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬</p> <p>構成員 株式会社 横河ブリッジ 取締役社長 名取 暢</p> <p>構成員 高田機工株式会社 代表取締役 寶角 正明</p> <p>構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎</p> | <p>契約金額 21,718,800,000 円</p> | <p>契約金額 22,252,914,000 円</p> | 30. 3. 27 | <p>平成29年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、所定の算出金額に増額変更を行うものである。また、工事着手後に実施した河川内の地形測量の結果により、浚渫工の数量が増加したこと等による増額の変更を行うものである。</p> |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|-------------|---|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 74 | 29. 6. 22 | 塩浜3丁目地区内 土地造成 工事 | <p>横浜市中区山下町25番 地15</p> <p>東洋・岡村共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司</p> <p>構成員 岡村建興株式会社 代表取締役 岡村 清孝</p> | <p>完成期限 平成30年 7月31日</p> | <p>完成期限 平成30年 12月31日</p> | 30. 4. 24 | <p>工事着手 後の土壌及 び堆積物の 詳細調査に より、土壌 については ふっ素及び 鉛の基準超 過が、堆積 物について は非飛散性 アスベスト 含有スレー ト建材が含 まれている ことが判明 したことか ら、処理方 法等の検討 に時間を要 したため、 工事期間の 延伸が必要 になったも のである。</p> |

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

| 番号 | 専決処分 年月日 | 被告 | 請求の要旨 |
|----|-------------|-------|---|
| 1 | 30. 4. 16 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料953,590円、延滞金及び平成29年12月25日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月89,500円の支払を求めるもの |
| 2 | 30. 4. 16 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料874,467円、延滞金及び平成29年12月29日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月83,000円の支払を求めるもの |
| 3 | 30. 4. 16 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,028,129円、延滞金及び平成29年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月112,200円の支払を求めるもの |
| 4 | 30. 4. 16 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料36,087円、延滞金及び平成29年8月3日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月33,900円の支払を求めるもの |

(2) 和解

| 番号 | 専決処分 年月日 | 相手方 | 和解の要旨 |
|----|-------------|-------|---|
| 1 | 30. 2. 16 | ** ** | 左記の相手方は、122,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成30年2月から同年8月までの間は毎月17,000円、同年9月は3,100円に分割して支払うこととするもの |